

1 議事日程（3日目）

[平成19年太宰府市議会第4回（12月）定例会]

平成19年12月13日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	藤井雅之 (2)	1. 子育て支援策について (1) 保育料について (2) 病時保育について 2. 多重債務対策について 国から提言されている「2009年度までに全自治体で相談窓口設置」について、太宰府市の対応を伺う。
2	安部陽 (14)	1. 旧町名の復活について (1) 書類上での町名と日常生活で交わされる町名の矛盾点をどのように感じておられるのか。 (2) 旧町名復活についての見解を伺う。 2. 文化施設・体育施設の月曜日開設について (1) 財政健全化に際し、サークル活動、市民の趣味をどのような位置づけにしてあるのか、考え方を伺う。 (2) 月曜日開設はできないか。
3	福廣和美 (18)	1. 河川の安全について 御笠川の水城橋付近の安全について 2. 観光について (1) 今後の見通しについて (2) 海外からの観光客に対する対応について (3) 大晦日の対応について
4	長谷川公成 (3)	1. 市内の公園管理、整備について (1) 安全管理について (2) 防犯について (3) 周辺住民とのトラブルについて
		1. 市長の公約である施政方針の実施状況と来年度の予算編成方針について 市長は選挙公約の政策を任期中の最重点課題と位置づけ、実施されているが、その実現のために各部局にどのように指示をされてい

5	武藤哲志 (19)	<p>るのか伺う。</p> <p>2. 入札制度等の改善計画について 電子入札の導入及び費用対効果の検証や一般競争入札についても検討するとして3年近く経過しているが、地元業者育成の立場にたつての検討がなされたのか明らかにしていただきたい。</p> <p>3. 市民税、固定資産税、国民健康保険税等の減免基準の見直しについて 貧困と貧富の格差が広がっている状況で、払いたくても払えない税金について減免基準として特別の理由だけでなく、生活保護基準の1.2倍の額まで減免の対象を拡大できないか伺う。</p>
6	渡邊美穂 (4)	<p>1. 子ども施策に対する市の考え方について (1) 子どもたちの実態調査について (2) 子どもの目線から見た街づくり (3) 子ども施策の根幹となる条例づくりについて</p> <p>2. ガイドヘルパーに対する今後の方針について (1) ガイドヘルパーの利用状況 (2) ボランティアガイドの実態について (3) プロの育成について</p>

2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番 原田久美子 議員	2番 藤井雅之 議員
3番 長谷川公成 議員	4番 渡邊美穂 議員
5番 後藤邦晴 議員	6番 力丸義行 議員
7番 橋本健 議員	8番 中林宗樹 議員
9番 門田直樹 議員	10番 小柳道枝 議員
11番 安部啓治 議員	12番 大田勝義 議員
13番 清水章一 議員	14番 安部陽 議員
15番 佐伯修 議員	16番 村山弘行 議員
17番 田川武茂 議員	18番 福廣和美 議員
19番 武藤哲志 議員	20番 不老光幸 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市長 井上保廣	副市長 平島鉄信
教育長 關敏治	総務部長 石橋正直
協働のまち推進担当部長 三笠哲生	市民生活部長 関岡勉
健康福祉部長 松永栄人	子育て支援担当部長 村尾昭子

建設経済部長	富田 讓	会計管理者併 上下水道部長	古川 泰博
教育部長	松田 幸夫	監査委員事務局長	木村 洋
総務・情報課長	木村 甚治	経営企画課長	今泉 憲治
管財課長	轟 満	市民課長	武藤 三郎
税務課長	宮原 仁	福祉課長	新納 照文
子育て支援課長	花田 正信	都市計画課長	神原 稔
建設課長	大内田 博	観光・産業課長	山田 純裕
上下水道課長	宮原 勝美	教務課長	井上 和雄
学校教育課長	松島 健二	生涯学習課長	藤 幸二郎

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石 純一	議事課長	田中 利雄
書記	伊藤 剛	書記	浅井 武
書記	花田 敏浩		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告は、12人から提出されております。そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして、2日間で行うことに決定していますことから、本日13日6人、明日14日6人の割り振りで行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

2番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔2番 藤井雅之議員 登壇〕

○2番（藤井雅之議員） おはようございます。

ただいま議長から一般質問の許可をいただきました。通告に従いまして、2項目質問させていただきます。

1つ目は、子育て支援策についてです。

4月の市長選挙で井上市長はマニフェストにおいて子育て支援策では保育料第3子無料化を打ち出され、10月より実施されています。太宰府市の子育て支援策の新たな局面を迎えたと思えますが、対象人数を見ると、市内8つの保育園で7つの全階層で10人というのが今の現状です。佐野土地区画整理事業が終了しこれから人口増が考えられる状況で、子育て世代の人口が増加するのか、しないのか分岐点になるのが子育て支援策の中身ではないでしょうか。今後一層の子育て支援策を充実させていく上で、2点お伺いします。

1つ目は、保育料についてです。

保育料は国の基準に沿って7階層に分かれ、3歳児未満児、3歳児、4歳児以上という3つの区分がありますが、第6階層及び第7階層の3歳児未満児の保育料がそれぞれ6万1,000円と8万円という高額な状況に対して、3歳児になると両階層とも3万6,280円と大きく引き下げられますが、3歳児未満児を預ける保護者にしてみれば、この金額は決して安い金額とは言えません。核家族化が進み、また出産後も引き続き働くということが定着している現在では、この3歳未満児を保育園に預けるといった状況は多くの子育て世代が直面することではないでしょうか。そういった意味で、3歳未満児と3歳児の保育料の差について、市として何らかの対策を行う必要があると思いますが、見解を求めます。

子育て支援策の2つ目は、病後児保育についてです。

保育園に子供を預けながら働く保護者にとって心配事の一つは、子供の病気の問題です。朝は元気に保育園に行っても、昼に熱を出して迎えに行くということは日常の中でよくあることです。しかし、子供の看病のために保護者のどちらかが場合によっては何日も仕事を休まないといけないというのは、決して簡単なことではありません。職場でも一人一人が受け持つ業務の責任、チーム作業の職場においては一人が休めばそのチーム全体の仕事がストップしてしまうなど、多くの支障を来すおそれがあります。太宰府市内で現在病後児保育を行っている施設は松本小児科1軒だけというふうに向っております。また、その病後児保育の施設では、太宰府市以外の在住者の方も受け入れを行っていることから、満員のときには受け入れを断られることがあると聞いています。一年を通してそういった状況ではないと思いますが、今、冬場のインフルエンザやはしかの流行の時期だけでも確実に利用ができるようにするための対策が必要だと思います。病後児保育の受け入れの充実については、看護師と保育士の増員が必要だと聞いています。まず、各自治体の利用実態を調査して、利用実態に応じて各自治体で必要な費用を案分して負担していただくための増員についての検討をするべきだと思いますが、検討を求めます。一年を通して対応していただきたいと思いますが、当面冬場の病気の流行期だけでも臨時という形で増員を検討していただくことは難しいか見解を求めます。

質問の2つ目は、多重債務対策についてです。

現在、消費者金融を利用して返済できずに多重債務となった人は全国で230万人と言われていています。過酷な取り立てや借金苦による自殺が社会問題化する中で、国や行政の意識も変わり、2009年度までには全自治体で取り組みをと方針を打ち出しています。多重債務から来る国保税や市民税などの滞納対策とも関連がある取り組みだと思います。行政が多重債務対策について取り組み、他の課との連携を強めることで、生活再建と滞納の改善にもつながると思いますが、太宰府市ではこの問題をどのように受けとめ実施されるのか伺います。

再質問を自席にて行うことを述べまして、本壇からの質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 子育て支援策についてのご質問でございますので、ご回答申し上げます。

1点目の保育料についてでございますが、現行の保育料につきましては6階層及び第7階層の3歳未満児の徴収金基準額が他の階層基準額と比較し大幅に負担が増えていることについて、市として何らかの助成ができないかというようなことでございますけれども、太宰府市の保育料につきましては、国が示しております基準、それから保護者等の所得の状況に応じた第1から第7までの階層区分での保育料の徴収及び同一世帯で複数児童が通所している場合にありましては、保育料が変更され保護者の負担が軽減される措置によりまして保育料を徴収しておるところでございます。詳細につきましては規則の中にごございますので、おわかりだろうと思います。

第2点目でございますが、病後児保育についてでございますが、病気の回復期にあります児

童を保護者が勤務の都合等によりまして家庭で保育を行うことができない場合の支援策といたしまして実施をしておるところでございます。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当部長の方から回答をさせます。

○議長（不老光幸議員） 子育て支援担当部長。

○子育て支援担当部長（村尾昭子） 2点目の病後児保育につきまして補足説明をいたします。

病後児保育事業につきましては、本市の乳幼児健康支援一時預かり事業実施規則に基づきまして、平成17年9月から保育所などに通所します児童等を対象に事業を実施いたしております。利用状況につきましては、はしかや風疹など感染で発症します病気の流行時期には、希望される保護者が利用できにくい状況にあると把握いたしております。このような状況につきましては何か対策が講じられないかということでございますが、利用者の状況につきましては、時期的なものもございますので、現状等を把握しながら今後の課題として受けとめたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） まず、保育料の問題についてですね、若干お伺いいたします。

今市長の答弁でもありましたけども、保育料は国の基準に沿って定められているというふうな今答弁ありましたけども、実際にこの筑紫地区の近隣の自治体を見てみましても、お隣の筑紫野市では第6階層のところを独自に導入しまして、太宰府市では第6階層は住民税の課税の関係が18万円以上45万9,000円未満というこれは国の基準に沿って定められている部分だと思えますけども、筑紫野市ではその第6階層のところをですね、18万円以上27万9,000円未満ということで、3歳未満児の保育料5万3,000円という独自の保育料が設定されております。また、筑前町の方では、第6階層を2つに分けまして、18万円以上30万円未満、5万4,900円というですね、自治体独自での保育料の軽減策というのは筑紫地区でも取り組まれている実態があります。確かに保育園にですね、同時に預けられたら減額になるというのは知っておりますけども、まず実際に直面する中で、第1子を預ける段階でですね、保育料がこの規定どおりに一番最初、まだ下に兄弟等がない場合ですね、この状況があると、私もこの一覧表を見たときにですね、これから子供をつくるのが正直この保育料を見たときは怖くなってしまったんですね。正直、こんなにかかるのかというのをまた改めて実感した次第ですけども、自治体独自でもですね、こういった減免というか、独自で保育料を設定するという事は、この筑紫地区の近隣自治体でも行っている事例がありますけども、その点について検討される余地はありますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 子育て支援担当部長。

○子育て支援担当部長（村尾昭子） 今のご質問でございますが、本市の財政状況、それから子育て支援ということも重要課題で、市長公約と述べておりますが、全体の財政状況、そういったものも収支ということも検討していく中での重要な要素であろうと思っております。このもと

もと保育料のこの基礎的な保育料が決まっております国の基準、そういったところの中におきましては、保育所の基本単価というものがあります。その中に、基本単価を決めてくるときには、保育所の運営費というものがございまして。その運営費の中で一番大きなものを占めているものは人件費でございまして。そういった中で、なぜ0歳児、乳幼児、3歳未満児の保育料が高額であるかということは、そこにかかわる保育士の配置基準というものが定められております。そういったところにおきまして、0歳児、1歳児、2歳児というところの現実に預かってお世話をしておりますときにかかります保育費用、運営費用、そういったものが他の年齢の階層の方よりも2倍、3倍、そういった形で大きな額になっております。そういうところでこういう国の基準としましても、0歳から3歳未満の方の保育料の額が高い額で設定をされているものでありますけれども、またこの保育料そのものは前年の所得税額で決められておりますので、それだけの収入、所得があった方に対しての保育料という算定になっております。そういうことで、今現在のところは、太宰府市におきましては国の基準をとっておりますが、今後保育料、その階層をどうしていくかというのは、また新たな問題というのは今後の大きな検討課題になってくると思っておりますけれども、今の現時点におきましては、太宰府市におきましてはこの国の基準で進めていきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、部長がおっしゃったことですね、特に0歳から3歳までの子供に手がかかるといふか、安全な保育を進めていく上でも一定の保育所の運営費がかかるといふのは十分にそこは承知しております。ちょっと話がずれるかもしれませんが、今年の夏に北九州の無認可の保育園で子供がですね、車の中に閉じ込められて放置されて熱射病で亡くなってしまうという大変残忍な事件がありましたけれども、これは保育所の安全管理の問題とも絡んできますけれども、その事故を起こした保育園はホームページの中では保育料の安さというのも強調して児童を、子供を集めるということも行っていたというふうな新聞報道等もされておりました。当然小さいまだこれから大きくなっていくという段階のお子さんたちですから、当然そこに保育士の先生を多く配置しないといけないというのもわかりますけれども、やはり預ける保護者からしてみればですね、この部分が少しでも、幾らかでも軽減されればですね、もっと太宰府に住もうという部分も出てくると思うんです。今マンション等の公告が新聞のチラシで入っておりますけれども、そのマンションのチラシを見ていただきますと利便性等をうたっております、小学校まで何分で行けるとかスーパーは近くにあるとかですね。その利便性を見た後に保護者が次にすることといえば、その自治体がどういった暮らしやすい町なのかということで、水道料金の問題だったりとか保育料の問題等も調べていくんじゃないかなというふうに思います。そのときにですね、太宰府市の国の決めたこの基準額の保育料と筑紫野市の独自に導入したこの階層の保育料を見たときにですね、どちらに住もうかというふうに保護者の人は考えると思うんです。少しでも、当然これからマンションを買って住むと仮定したらですね、マンションのローンも払っていかないといけないわけです。そういった部分で少しでも日々

の、月の負担を減らしたいと思っただけですね、やっぱり独自で保育料を軽減している自治体に魅力を感じるのとは必然的なことだと思います。ぜひ今後太宰府市としても積極的に人口増に向けて、区画整理事業等も終わってこれから進んでいくと思いますけども、そのときにですね、この保育料が国の基準のままでいいのか、あるいは近隣自治体と比べてちょっと遅れをとっているんじゃないかということもですね、踏まえてその点は検討していただきたいなというふうに思います。

それで、病後児保育の問題ですけども、これは小児科の先生が行っていただくという部分では小児科の先生が当然いないとできないというふうに思いますけども、今ここ最近日本医師会の方も小児科医不足の問題については盛んにテレビでスポットCMを打っておりますが、今松本小児科1軒というふうな現状をですね、今後広げていく展望というものは市としてはお持ちなんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 子育て支援担当部長。

○子育て支援担当部長（村尾昭子） 即答ということでの広げていくという現時点での判断は、今のところございません。なぜならば、ご質問の中にもございましたが、季節的に非常に差がございます。昨年、平成17年度途中から始めましたが、平成18年度1年間の1日平均当たりの利用者数、延べ人数からの利用者数を見ますと1.15人でございます。平成19年度、ただいま現在の1日平均が1.5人となっております。多いときには風邪がはやる、そういうときに入れないということの切実なる保護者の方々のご要望だろうとは思いますが、今のところ入所定員4人ということで開設をしていただいております。平均が1.5人、伸びて1.5人ほどでございます。そういうところで、この分を他の医院に、ドクターに相談しましても、なかなか市の助成金も少々投入はいたしておりますけれども、現実にはこの事業に対してはボランティア的にもう赤字というところがほとんどでございます。一応利用料金、負担料金も個人1回2,000円いただいておりますけれども、その人件費、そういったものを払いますと、1日その分では賄えません。市の助成金も出してございますけれども、それでもやはり熱心にして下さる医院におきましてはもっともっと人件費を投入しないと経営は成り立っていかないということで、結局は今現在開設していらっしゃる医院、そちらの経営費の中から持ち出していらっしゃる分もあるやに聞いております。そういった中で2軒目ということが今すぐ早急に必要なのかということでございますので、今の時点では2カ所目をという検討はまだ行っていません。ただ、今現在、筑紫野市も検討しているという段階だというふうにお聞きいたしております。現在ありますのは、春日市、大野城市には既に開設をされております。平成20年度あたりにはお隣の筑紫野市もできるのではないかとということでございますので、その辺のところも少し事情が緩和されてくるのではないかとというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今部長の方から答弁で利用実態の平均の数字いただきましたけども、こ

の利用実態の中にですね、太宰府市在住の方と太宰府市以外に在住の方というのはきちんと区分されたものはありますでしょうか。もちろん勤務地が、例えば春日市に住んでも勤務地が太宰府の関係で太宰府市の施設の病後児保育を利用するというのはですね、そこはあるかと思うんですけども、保育園の保護者会の方からもお話ししますと、やはり他市に在住の方も受け入れている関係で満員になっているんじゃないかということも懸念されて、いろいろ部長や市長のところにも保育園の保護者会の方からですね、そういった申し入れも来ていると思うんですけども、そういったことを思っておられるというか、そういったふうに考えておられるところもありますので、今ちょっと2点お伺いいたしますけども、利用実態のですね、太宰府市の状況と他市の方の利用の状況、それと、とりあえず1点です、申しわけありません、訂正します。1点、その状況教えていただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 子育て支援担当部長。

○子育て支援担当部長（村尾昭子） 太宰府市在住の方の利用状況ということでございますが、毎月報告を受けておりますけども、市民と市外ということでの区別はしていないところでの実際のただ利用状況ということで報告を受けております。なぜならば、太宰府市がこの病後児保育の支援事業を松本医院にお願いいたしますときに、まずは太宰府市民ということでのお願いをいたしております。ですから、この事業をいたしますいろんな広報、通知、そういったことは太宰府市のこの松本小児科でできるという市民向けの案内でやっております。そこに、先ほど申しました、平均1.5人ぐらいの利用で、あきがありましたときに、お隣の市ですとか、太宰府市に通勤してこられる方が利用なさっている分もたまにはあるかもしれませんが、基本は太宰府市民ということでございますので、分けてはおりませんが、これを医院の方にまた内容を求めるということではできませんので、市内、外のバランスがどうなっているかということは数字はつかめるようにはなっております。今現在のところ、手持ちではその数字は持ち合わせておりません。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今答弁がありましたけども、私の質問を再度述べる形で申しわけございませんけども、まず利用実態を早急に調査していただいてですね、市の財政の状況もあるでしょうから、市が全部そこを持ち出して増員の対応というのがですね、臨時の増員の対応というのが難しい部分もあるかと思っておりますので、ぜひ関係自治体でですね、案分という形での対応はできないのかと、そういったところもぜひ検討していただきたいなというふうに思いますが、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 子育て支援担当部長。

○子育て支援担当部長（村尾昭子） 今の件につきましては、今後それぞれまだできていない市あるいはできている市、いろいろ事情も違います。平均的な同じような体制になりましたときに、またその後の方向性をどのようにやっていくかという同じ子育て支援担当部署との協議ということではできませんので、今後時期が来ましたらそういう話、協議はやっていきたいと思いま

す。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひよろしくお願いいたします。

最後に項目の1についてですね、全体的なことになりますけども、市長にお伺いいたします。

これは6月議会で渡邊議員の質問に対してですね、市長が答弁の中で言われたのが、市長報酬を1割カットして第3子の保育料無料化のところに充てていきたいなというふうに思っているということを市長は答弁されていますけども、それで私がちょっと気になったのがですね、市長を初め三役の報酬のカットというのはですね、来年の3月までという時限的なものだったというふうに思います。その期限が切れる来年の4月以降はどういうふうになっていくのか、そこら辺のところについて市長の胸のうちをお聞かせいただけませんかでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 子育て支援につきましては、私は選挙で、また就任したときに、教育の問題あるいは福祉の問題に軸足を置いた行政運営を行うというようなことを申し上げました。そして、お子様を育てられている家庭の中で、家で保育されている方もいらっしゃいます。総じて、安心して保育が楽しめ、そして保育できるような環境をつくっていく必要があるというふうに思っておるところです。負担軽減もまた必要だというふうに思っております。そういった意味合いから、私は第3子の保育料については無料、第2子の保育料については減免規定によりまして2分の1というようなこと、それぞれの市・県民税によります基準値の担税力によって保育料の軽減等々をするようにいたしております。来年の4月以降につきましても、そのときの状況によって判断したいと思っておりますけれども、今財政の好転に向けて努力中でございます。全体的に財政の健全化に向けた努力をしております。そこが回復しますと終了することもありましょうし、継続してまた行うというようなこともございます。ただし、第3子の保育料の無料化については、平成20年4月以降も同様に続ける方針でございます。そういった考え方でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今市長も答弁されましたけども、本当にこの第3子の保育料無料化をスタートしたというのはですね、これは私は大変画期的なことだと思います。この一步をですね、後退させることなく今後いろんな形で子育て支援策を充実させていくということですね、重ねてお願いいたしまして、項目1については終わります。

○議長（不老光幸議員） 2項について回答を。

市長。

○市長（井上保廣） ご質問の多重債務対策についてご回答申し上げます。

現在全国で約1,400万人が消費者金融を利用し、230万人以上が多重債務に陥っていると言われております。このため、平成18年12月に内閣に多重債務者対策本部が設置をされました。各

自治体に相談窓口を設置する方針が打ち出されたところでございます。また、全国の多重債務者230万人のうち相談窓口等に主体的にアクセスできているのはその2割程度で、約200万人が法律専門家にたどり着いている状況があるようでございます。このように多くの方々がどこに相談したらよいかかわからずに一人で悩み苦しんでいる、そういった毎日を過ごされている現状もありますことから、今後本市におきましても、相談体制の整備あるいは強化は早急に取り組む必要があるというふうに認識をいたしております。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 多重債務問題の解決といたしまして、国では本年4月に多重債務者救済、支援などの多重債務対策についての多重債務問題改善プログラムが策定されたところでございます。このプログラムの中心は、まず丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備、強化がうたわれておるところでございます。市といたしましても、多重債務者に接する機会の多い各窓口が多重債務者を相談窓口案内し、丁寧な事情の聞き取りと法的アドバイス、さらには必要によっては専門窓口を紹介あるいは誘導、そういうものを行うなど、庁内での連携体制、そういうものを図っていききたいと、そういうふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） その窓口の運用についてお伺いいたしますけども、この窓口の運用のあり方としてですね、まずその多重債務に陥った方の生活をどう再建するのかという視点で運用していただきたいなというふうに思います。いろいろ各種税金の滞納の問題とかもありますので、もちろん滞納の解消ということは大変重要なことだと思いますけども、その点で昨日西日本新聞の方に消費者金融プロミスを相手にした過払い金を損害と認定するという判決が確定したという記事が載っておりましたけども、これはインターネットのヤフーにもトップのページに配信されておりましたのでもうごらんになられたかもしれませんけども、この過払いした分の90万円の部分を損害賠償として支払いを命じる判決が言い渡され確定したというふうに、神戸地裁の方で確定したというふうになっております。やはり90万円も過払いした分が戻ってくるということはですね、その後、その多重債務に陥った方が生活を再建する上でもですね、大変大きな資金になるかと思えます。ですけども、例えば過払い分が20万円なら20万円戻ってきて、市の方で、じゃあ滞納がありますからこの20万円全部今回こちらが滞納の対応としていただきますというようなことをしたらですね、結局またその方の生活の再建の部分では、滞納は確かになくなりますけども、その後の生活の部分でですね、全く光が見えてないというふうな状況になりますので、窓口の運用についてはですね、市民の方の生活を再建するという視点で進めていただきたいなというふうに思いますけども、今建設経済部長が答弁されましたけども、国のこの方針についてはですね、今後設置するとしたら建設経済部がその窓口になるんでしょうか。そこはどういった形で考えておられるのかお伺いします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 窓口の問題につきまして、まず基本的にはこれは設置していかねばならないというふうに理解いたしております。これは2009年までということでございますので、それを待つまでもなく、できるならば早く庁内の体制、そういうものをつくっていききたいというふうに思っております。いろんなマニュアルもございまして、金融庁からのいろんな自治体の紹介、先進的な取り組みをしてあるところもありますので、そういうものを太宰府市版としてできるところをまず第一歩に進めていきたい。私は建設経済部ということで答えておりますけども、今、ご承知と思えますけど、観光課の方に消費者相談コーナー、そういう担当があります。そこに相談があっております。年間170件ぐらいあっておりますけども、そこにあっておるといことがまず事務局といいますか、そういうところになるのかなと、ただ呼びかける窓口は福祉部、学校教育部、市民生活部にあると思えますけども、そういうところの関係課、そういうものを庁内の体制組織をまずは固めてそのプログラムの今後のあり方、当然おっしゃるように生活を自立することが基本だろうと思えますけども、そういうものを立ち上げてどこまでできるのか、どうするかということも職員自身も勉強していかないかんとというふうに思っております。そういう考えでございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今部長の答弁でもありましたけども、これはもう各部、もう本当全市挙げた取り組みというふうになってくるかと思えます。それで、やはり多重債務の問題だけじゃなくて、いろんな相談が寄せられると思えます。これは私のところではなくて、ここにおられる他の議員さんのところにも日々市民の皆さんからいろんな相談事があるかと思えますけども、なかなか議員一人では解決できない難しい相談というのも、私のところにも相談事も寄せられます。そのときにどうしても法律の専門家の、弁護士の先生とかあるいは司法書士の先生に対応をお願いしないといけないというふうなことも出てくるんですけども、やはり相談に来られる市民の方は、どうしても何か法律事務所というところとちょっと敷居が高く感じられるというか、なかなかこう最後の法律事務所に、私も一緒に行きますと言ってても、行きますという決断をなかなかされないということも、ちょっと直前になってどうしようかどうしようかと迷われたりするということもあるんですけども、そういった法律の専門家をですね、例えば窓口、これは常設では難しいというのはわかりますけども、例えば月1回ですとか、そういった形で弁護士の先生あるいは司法書士の先生をですね、呼んでもこの多重債務に絞ったですね、相談窓口というのを検討していただくのは難しいでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 借り手側の気持ちを考えますと、市にそういう窓口があるということがわかってなかなか訪ねにくいだろうというふうに思っております。まずは、そういう気持ちをまず聞くと、丁寧に聞くということがそれこそ説明のマニュアルでもなっております。ですから、まずは敷居を越えてくると、それが先決じゃないかということと、それと必ず解決

するというようなことをそこで伝えられるかということが基本にまずはなるかなというふうに思います。やっぱり相談に来られたら後はそういう紹介とかですね、そういうものがしやすくなるというふうに思いますけども、まずはそういう気持ちになって、そういう窓口に来てもらうのをどう伝えていくか、啓発していくかというようなことをまずは基本にしたいと、そういうふうに思っております。来られてそういう相談の体制になればですね、いろんな方策あるいはそれこそ組織の中に専門の方も入っていただくとかですね、そういうものができると思いますので、いろんなケースがあろうと思います。議員さんのおっしゃるのは十分わかっておるつもりでございますので、まずは私はそういう体制が先かなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひその体制の整備という部分をお願いいたします。近年の多重債務の特徴というのは、従来ですと消費者金融から借りて、1社、2社あるいは3社、4社の消費者金融から借りてもうにっちもさっちもいなくなったというのが今までの多重債務の特徴というふうなことを言われてましたけども、昨年12月の上限金利の引き下げを定めた改正貸金業法が成立してからですね、消費者金融の中でも、消費者金融が早い話、貸し渋りを行っている。もう消費者金融も借り手に無差別に今まで貸していたのが借り手を選別する時代になっていると。それで、消費者金融で借りれなかった人がどこで借りているかといえば、ヤミ金融から借りていると、そういう実態が近年の多重債務の特徴というところですね、報告されております。そういったところのですね、ヤミ金融のこれは、もちろんヤミ金融というのは法律に違反した許されないことですので、そうなってくると市役所の中での対応とですね、場合によっては警察等との連携も必要になってくると思いますが、その点についての検討もしていただけますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 大きくは多重債務問題で貸金業法の改正があったということで、これは今おっしゃるようなこと、基本的には銀行あたりが不良債権、そういうものを解消するというところでいろんな厳しいそういう実態があって、必然的に借り手側がそういう消費者金融あたりに行く、消費者金融あたりも難しくなると、そうするとヤミ金あたりに行くということでの多重債務のそういう悪循環の繰り返しであろうというふうに思っております。ですから、当然今おっしゃるような警察、これは緊急的な対応が必要かなというようにもございます。それはケース・バイ・ケースでそういうことが生じればすぐそういう、変な話、暴力団がついて回るとかですね、そういうものが見えればそういう対応をしなければならぬというふうに思っております。先ほどの即そういうこともできるかという部分については、基本的にはそういうこともあり得るというふうには思っておりますけれども、段階を踏んでですね、いききたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひですね、国は2009年度までにというふうなことを方針として出しますが、日々この多重債務の問題で苦しんでおられる方というのは、もう今すぐにでも、わらをもすがら思いでもどうにかしたいというふうなことをですね、思っておられますので、この点はですね、早急に体制を整えていただいて、広報等での啓発活動も行っていただきますように重ねてお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

次に、14番安部陽議員の一般質問を許可します。

〔14番 安部陽議員 登壇〕

○14番（安部 陽議員） 通告に従いまして一般質問をいたします。

旧町名の復活について。

「歴史とみどり豊かな文化のまち」太宰府市、地域の歴史を刻み、人々の暮らしを町の祭りとともに1,300年からの歴史を持つ三条、連歌屋、馬場、大町、新町、五条、この6町は、太宰府発展の基礎ともなるべく地名でもあり、私たちの町と郷土への誇りとした地名でもあります。

昭和37年に施行された住居表示に関する法律によって、この6町のうち馬場、大町、新町と3つの町名が完全に消えたのであります。旧町名は土地の歴史を刻み、市民の暮らしをあらわし、その土地固有の他の都市に見られない貴重な歴史と文化の遺産であり、その土地の名称によりどのような暮らしをしていたかがわかる歴史と文化が想像できるものであります。したがって、地名は貴重な歴史遺産であり文化遺産でもあり、歴史を語る貴重な地名でもあります。現在使われております地名は、宰府一丁目から六丁目となっております。地名が失われた馬場、大町、新町は、宰府一丁目から四丁目の中にあります。

住居表示が施行されてから約30年、現在の人々は自分の住所を日常会話で人に紹介する場合には、旧町名、すなわち馬場の〇〇さん、大町の〇〇さん、新町の〇〇さんと言って自分の住所を紹介したり、地名のいわれを話しておられます。極端な方は、現在宰府三丁目なので、旧町名と新町名を合わせて三条三丁目の〇〇と言ってある方もおられます。新町名になってからも新町名で自分の住所を言うてある方はありません。旧町名を使って自分の住所を紹介してあります。また、体育祭、小・中学校での入学や卒業式名簿、区長会の会合でも旧町名が記されております。このように、30年たっても旧町名で受け継がれていること自体がおかしな自治や町名のあり方ではないでしょうか。このことは、住居表示施行の際に余りにも自治省の指導に従い過ぎた感があるのではないかと思います。すなわち、由緒ある小さな町が範囲の大きな町に整理、統合されました。この住居表示は、土地、地番での住所の表示であったため、郵便物等運送関係者の配達物ができにくい状態になったので、家の張りつけに沿って時計回りになされたのが今日の住居表示であります。したがって、家のあり方をわかりやすくするため、住居表示施行の際には、町名には余りこだわっていなかったと思われま

私は、新町名施行の際に、もう少し研究をされて行われていれば、書類上では幸府何丁目、日常生活では三条あるいは連歌屋、馬場、大町のような二重町名を使わずにできていたのではないかと当時の新町名施行に対し残念でなりません。

現在使われております三条、連歌屋についても、本当の地名の場所ではありません。本家、分家の言い方をすれば、現在の三条、連歌屋、どちらも分家に当たり、本家本元の地名ではありません。よって、私は本家本元に本当の地名をつけていただき、本当に歴史ある地名を語り継いでいただきたいものです。

行政は、常に歴史と文化のまちづくりをうたっており、本物の歴史の町は太宰府であると誇りにしてあります。本物の歴史を伝えるためには、本当の地名に変えて行政名として使うべきだと思います。ちなみに、連歌屋という地名は、天満宮の大樟のところから西へ連なる町筋をいいます。連歌は和歌の上の句、五・七・五と下の句、七・七を違う人が詠み続けていくもので、室町時代には全国的に大流行をしました。既に鎌倉時代末には、連歌の道の神は天満天神であるとの信仰が確立しており、連歌師にとっては天満宮にもうでることが一生の願いでありました。飯尾宗祇を初め名立たる連歌師が参詣し、筑紫道記などすぐれた文芸作品が残されています。馬場という地名は、馬をならす広場より出た語で、後には門前の広場をも馬場と言うようになったと言われております。

このように、町の地名はその町の生活、風習を歴史として受け継いでいる貴重な歴史であり文化遺産であります。藩政期に由来する長い歴史を持つ金沢市、またポルトガル船の入港を初め室町時代からの古い歴史を持ち、西洋文化、中国文化とのかかわりを持つ長崎市、この両市では歴史ある旧町名が復活され推進されております。復活に際しましては、この両市は関係市民の声を尊重し、歴史と文化を大切に、地域への愛着を大事にし、コミュニティづくりを促進するために行われております。また、メリットとして、この両市は旧町名の復活により地域内の交流が深まった、ふるさと教育の推進、地域によるまちづくりの機運の醸成、安全・安心なまちづくり、イメージアップによる経済的効果等を上げられております。このように、旧町名の復活は、市民の皆様を元気づけ、正しい歴史遺産を継承し、誇れるまちづくりに寄与するものと確信し期待するものであります。以上の観点から、私を初め市民の声も、旧町名を復活してほしいとの声が数多く聞かれております。市長としては、この30年からの歩みを見ていただきまして、いまだ書類上での町名と日常生活で交わされる町名の矛盾点をどのように感じておられるのか。また、歴史ある町名を復活し、正しい町の歴史、市民の方が迷わずに堂々と言えるまちづくり、住民がいろいろな行事に積極的に参加されるまちづくりのため、旧町名復活にどのような見解をお持ちか伺います。

次に、文化施設、体育施設の月曜日開設について。

本市は、以前、月曜日も文化施設、体育施設が開設してありました。このときの市民の方の生活は活気にあふれ活発で元気がありました。月曜日閉館に伴い、この利用者はお隣の施設を余儀なく利用されたりしましたが、メンバー減となり元気がなくなりました。また、コミュニ

ケーションも閉館によりサークルの解散、会場の変更等により自分の趣味や運動をやめられ、日常生活にも変化をもたらしております。

財政的に無理であるとのことから端を発したこの月曜日閉館は、市民の日常生活に大変なマイナス面をもたらしております。私は財政的に部ごとの予算減額を行った結果、担当部局での支出減を図られた一つの政策ではないかと推察いたします。

厚生労働省は今盛んに健康づくりに力こぶを入れ、予防対策に努めております。なぜかといいますと、目的は医療費削減のための施策であります。この医療費あるいは福祉予算は今や各自治体の財政を圧迫しております。私もこの財政を全般的に見た場合、一部局だけの問題でなく、総合的な判断のもとに事業や政策を行うべきではないかと思っております。したがって、全体的財政健全化を図るためには、関係部局で協議をされまして、全体的な予算の中で検討していただき、現時点だけを見るのではなく、5年先、10年先までの効果を見据えながら事業や政策を推進すべきだと思います。

現在、月曜日が閉館になっておりますが、サークル活動や市民の趣味に対し、どのような位置づけで見ておられるのか、また考え方について伺います。

私は財政健全化には、月曜日開館をもとのように戻し健康な市民をつくるべきではないでしょうか。このことによりコミュニケーションが図られ、元気な市民、明るい市民、日常生活がリズムカルになり、寝たきりや認知症の減少となり、全体的には財政健全化につながるものと確信いたします。この月曜日開館ができないか、見解を伺います。

後は自席にて再質問をいたします。

○議長（不老光幸議員） 11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

市長。

○市長（井上保廣） 旧町名の復活について、ご回答申し上げます。

国の「住居表示に関する法律」が昭和37年5月に施行されたことによりまして、本市におきましても昭和58年度から市内の住居表示整備事業を計画的に進めてきております。本年度におきましても、佐野土地区画整理事業の換地処分登記に伴いまして、本年11月27日に大字大佐野、向佐野、吉松の一部約147ha、約2,200世帯を実施したところでございます。来年度は大字向佐野、吉松の一部、平成21年度は現在組合施行中の通古賀土地区画整理事業地内及び大字国分の一部を実施する予定にいたしております。

質問の1点目でございますけれども、旧町名は土地の歴史を刻み、住民の暮らしの中に深く浸透し、その土地に固有のかけがえのないものでもあり、その地域の文化遺産であると思っております。日常生活の中でこの旧町名が交わされておりますことは、地域の交流が深まり、地

域によりますまちづくりの機運の醸成にもつながりました。使われることはよいことだと考えております。

次に、旧町名の復活につきましての見解でございますが、地名でありますとかあるいは町名は、その地域の歴史なり文化なり、人々の生活の営みと密着をいたしまして、永々として伝承されてきております。それを変えるということはまさに100年に一度の大事業ではなかろうかと思っております。利便性は新町名にあると。だが、旧町名はその地域の歴史がはぐくんだものでございまして、歴史を語る無形の財産でもあり、郷愁の響きがございまして。歴史を知ればその土地への愛着が深まったような気持ちになります。地域コミュニティ形成にはなくてはならないものだろうというふうに思っております。そうした歴史あるものを大切にすることは大事でございますけれども、既に定着している町名の変更につきましては、住所変更手続を伴いますため、社会的あるいは経済的な影響も大きいことから、慎重に対応しなければならないと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 一応回答を聞きまして、認識はきちっととってあるようでございますけれども、最後の住所変更については経済的な面、そういうことでちょっと難しかろうということでございますが、私、金沢市、それから長崎市、どちらともこの経済的な面、予算の面を簡単にちょっと、時間なかったもんですからね、聞いたわけですが、どちらともそんなに負担はないと。と申し上げますのは、ほとんどが職権のできる部分と、結局市の方で、行政のできる部分と個人でしなくちゃならない部分と2つに分かれると思うんですね。個人でなされる部分につきましては、私は郵政省が大体このはがきを印刷していただいて、前のときもそうですけれども、どこでもそういうような協力をしていただいてこの復活がなされてきておるわけです。したがって、経済的なそういう財政的な問題については、努力すればできる、やる気があればできるんですよ。よその市がなぜできて太宰府市ができないか。ただ財政面だけでこういう貴重な歴史の名前が消えるということは私は残念でたまりません。その点をよく心に刻んでいただいて、もう一度市長は、この任期中でもやりますという言葉を知りたいんです。この歴史がね、消されたら、歴史のあるまちづくりと言えないんですよ。ここに、「歩かんね太宰府」、これにも旧町名で出ているんですよ。みんな、町を、ここの新町はこういうところで、新しく大町から分かれてこういうふうになりました、ね。大町は本通りで大きな町やっとなと、そういうことがこの町の中を歩いて言えないんですよ。ここは宰府一丁目、宰府一丁目ってどういう、宰府参りしとったから宰府とつけました、それじゃいかん。本当の連歌屋だとか馬場、そういうところは生活がそこに溶け込んでおったんです。それでそういうことを考えていただいて、もう一度どういう考えがあるのか再度お願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ただいま回答したとおりでございますけれども、昭和58年度から本市につい

ては住居表示の取り組みを行ってきたわけでございます。旧町名を残すということについての意義についても、私は安部議員の考え方あるいはご意見等々についてもそのとおりだというように思います。ただ、先ほども申し上げましたように、一定程度、30年この方経緯をしておるというような状況等がございます。既に市民の中に定着化もありましょうし、あるいは社会的、経済的な影響も多いだろうというように思います。あるいは、もっともっと広い意見を聞くということも大事だろうというように思います。それから、もちろん経済的な負担もありますけれども、総合して今行政区の中におきましてはそれぞれの旧町名で行政区が残っております。そのことをどう生かしていくか、今後生かし残していくかというようなこと等を考えていく必要はあるだろうというように思っております。今後、ご提言いただきましたことを含めて、今私が回答いたしておりますので、慎重な態度でもって臨んでいきたいというように思っております。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 市長は常に現場主義ですね。一応ね、こういう6町を、まあ五条は大體五条のままずっと終わってきておりますが、連歌屋というところは、連歌屋、三条はついておりますけれども、はっきり申し上げますと、御笠川から山の方はこれは新興住宅だから一丁目、二丁目でもいいと思うんです。それから、現在残されている幸府三丁目、あの辺が三条だったり連歌屋だったりしているんですが、三条何番何号とすれば、一丁目、二丁目はあっちは新興住宅、わかりやすく言えば、こちらは昔からあったんだなという認識も出てくるんですね。そういうつけ方によって、そう難しい問題じゃないと私は考えております。したがって、住民の声を私も十分聞きながら、また市長、それから担当部局につきましても十分聞きながら、ひとつこれを前向きに一日も早く復活されることをお願いしておきます。ここでやりとりしたって、住民の声ももう少し市長自身も聞いていただいて、そういうことで前向きにひとつ頑張ってもらいたいと思います。市長在任中、ぜひともこれを実現することがいいんですよ。

それで、私はよそでもできておるんですから、それをもう一度考え直していただいて前向きにお願いしておきます。

これで第1点目は終わります。

○議長（不老光幸議員） 2項目め、ご回答をお願いします。

市長。

○市長（井上保廣） 第2項目のまず1点目についてでございますけれども、市内の各施設におけます様々な分野のサークル活動でありますとか趣味活動に多くの市民の皆様方が日々励まされておられます。このような主体的な文化活動の広がりが地域の文化水準を高め、また生涯にわたって豊かな心をはぐくむ原動力でございます。大変喜ばしく、市といたしましてもその環境を整備していかなければならないと、このように思っております。市民に利用しやすい施設としますために、日常的な管理あるいは整備に努めるとともに、本年10月より文化協会であります

とか体育協会などにおきまして活動されております団体に対しまして、施設の使用料減免を実施をしておるところでございます。今後も様々な形で支援していくことで市民の皆様の生涯学習意欲が高まり、生きがいや健康増進につながり、総合的には財政の健全化に寄与していただけるものと期待をいたしております。

次に、2点目につきましては、平成17年7月1日から、経費節減を目的に管理人が常駐しております公の施設につきまして、週の中で利用者が最も少ない月曜日を休館としてまいりました。休館日の設定から2年を経過いたしておりますけれども、実施前と実施後の利用率の比較をいたしますと、実施直後1年間の統計では多少の減少がありましたものの、活動日を他の曜日にシフトしていただくなどの工夫によりまして、現在では実施前の状況よりも増加をしております。したがって、いましばらく状況を見守りたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

あと詳細等につきましては、担当部長の方から回答をさせます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 一応平成17年まではそういうふうで、月曜日も開館されて年末年始だけの休みだったんですね、以前は。そういうふうで、そのときは皆さんリズムカルにやはり毎日の生活ができておったと思います。ここに総合計画、この中にもですね、成人保健については認知症や寝たきりなどがこの年代になったら起こりやすくなります。この期間をできるだけ短くして、生涯元気に過ごすことができれば、医療や介護の負担が少なくて済むことになりますと、これにもはっきり書いてあるんですね。そういう総合的な見解から私は元気な市民、元気な皆さんが楽しく過ごせればそういう認知症や介護保険、それから医療費が少なくて済むと。恐らく月曜日が1年間で48日ぐらいになるだろうと思います。48日でありますから、1カ所だけやないから、管理のあり方を研究されてですね、今ボランティアの方、あるいはどうしても難しい場合は前もってかぎを渡していただく、外だけですね、うちに入るのはちょっと管理の問題もありましようけれども、そういう外の場合などは前日にかぎを渡していただいて利用していただいて最後の人が返すというような、そういうやり方もあるだろうと思いますので、よく研究していただいて、前向きにひとつこれの善処方、よろしくお願ひしたいと思いますが、その点。そういう研究をされるかどうか、ちょっとお願ひします。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） この月曜日休館、開館の問題につきましては、安部議員さんの方から前回、いわゆる9月の議会の中でもご質問を受けておまして、そのときの回答として、十分市場調査をしながら費用対効果も含めて検討しますというご回答をさせていただいております。その後、私の方でいろんな角度から調査をいたしましたけれども、まず先ほど市長が申しましたように、施設の利用者数、これあたりも実施前と実施後の統計をとってみました。そうしますと、実施前のいわゆる平成16年7月から平成17年6月までと、現在、平成18年7月から平成19年6月までの利用者の対比をしてみますと、人数的には約3万5,000人、112%の数字が出

ました。それから、もう一つはやっぱり重要な、もともとこの月曜休館につきましては経済的、財政的な状況もあるということをお申し立てしたので、そうした経費の面あたりも十分調査をいたしますと、例えば中央公民館あるいは歴史スポーツ公園等々、いわゆる管理人が常駐している施設あたりを集計をしてみました。つまり、それら施設を全部月曜日に開館をいたしますと約2,100万円の経費が必要であるという数字が出ております。こうした面から、やはり筑紫地区あたりも総合的に判断して足並みをそろえるという視点からも、現在も月曜日休館という形をとらせていただいております。今先ほど安部議員さんの方からボランティア等々の活用ということもございますけども、今回の議会でも指定管理者制度の導入について今現在お願いをしているんですけども、特に今回いわゆる民間の団体の方に幾つかの施設をお任せするというようなお願いもしておりますけども、そういう面から見まして、いろんなイベント、企画、事業によっては月曜日開館をできるというふうな手法もありますので、それを見分けながら、今後もまたこういう推移を見ながらこの月曜閉館、開館については検討していきたいというふうには思っております。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 今部長からの答弁で2,100万円という数字が出てきたわけですね。私は現時点だけを見るのではなくて、5年先、10年先、これは医療費、なぜ今厚生労働省等が高齢者の方の軽運動等を勧めておるかというのは、やはりそういう健康な高齢者をつくっていくということでの目的でやっておると思うんですね。そういう意味からいたしまして、今後やはりどんだん職をやめられてそういう高齢社会に入っていく方が多くなっていくと思います。こういう方が健康なうちにそういうものに入っていれば、そういうような医療費等の削減につながるんじゃないかと思っておりますので、その医療費とその維持管理費との比較検討を今後進めていただいて、前向きに開館できるように努力していただきたいと思っております。一応そういう医療費、介護費、それと開館した場合の費用との比較検討も含めてしていただきまして、そういうふうで前向きに市民の健康づくりに頑張っていきたいと思っております。

これをおもちまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員の一般質問は終わりました。

次に、18番福廣和美議員の一般質問を許可します。

〔18番 福廣和美議員 登壇〕

○18番（福廣和美議員） ただいま議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告どおり2項目について質問をさせていただきます。

初めに、河川の安全についてお尋ねします。

平成15年7月の豪雨による災害復旧も進み、河川の改修もなされたところでありますが、今その中で御笠川の水城橋付近の川幅が34mで一番狭いところではないかと思っておりますが、今回の質問の趣旨は、その水城橋の橋脚補強のために鋼板で囲いコンクリート固めをされてある部分

の幅が7.6mで、水面からの高さが約1.5mあり、井堰の役目をしているのではないかと、また左岸は大野城市の親水公園となっているため、布団かごを川底に敷き水を引くようにしているため、大雨が降れば水害が発生することは明らかであると地元の方は心配をしておられます。橋下右岸は土砂が山積している箇所もあり、取り除く必要があると思います。現在、護岸の崩壊のおそれがあり、立ち入り危険と平成19年10月23日付で那珂土木事務所用地課管理係の立て札もあり、早急に改善することが望ましいと思いますが、いかがでございましょうか。

次に、観光について、今後の見通しと外国人観光客への対応について、そして最後に大みそかの対応についてお尋ねします。

初めに、国立博物館開館を境に観光客も増加し、約700万人もの来訪者を太宰府市は迎えています。これは、国立博物館の館長を初め太宰府天満宮、観光協会等のご努力のたまものであると深く認識しております。また、太宰府市としても力を入れた施策を講じていますが、つい最近までは年々観光客の減少が目立ち、将来に不安を感じておられた商工業者の方もあったと思います。そこで、今後、今のこの700万人の数字を維持し、また増加していくような施策が求められると思いますが、いかがでしょうか。今後の見通しについて、まずはお伺いをします。

次に、アジアの玄関として九州を観光される韓国、中国、台湾を初め、海外からのお客様が増加の一途を示しています。こういった皆様に対する対応が果たしてうまく行われているのか、大変疑問な点があります。市としてどのような認識か示してください。

最後に、今まで何度となく質問をしてきました大みそかの太宰府館の対応についてですが、今年は午後10時から元日の午前3時まで開館が決まり利用できるように取り計らっていただき、深く感謝を申し上げます。その上で、小鳥居小路としての考えは何かあるのか、お尋ねいたします。

再質問については自席で行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 河川の安全についてお尋ねでございます。ご回答申し上げます。

平成15年7月19日の集中豪雨によります水害によりまして、御笠川の溢水等から、流域内で住居等への浸水被害が多数発生をいたしました。このため、冠水によります道路交通の遮断でありますとかあるいは市民生活に多大な影響を与えました。このために県事業として御笠川の河川改修を施工をされ、太宰府市内は平成18年度に完成をいたしました。しかしながら、水城橋付近は河川拡幅がされていないために、御笠川河川整備計画によりまして御笠川改修促進協議会等を通じて引き続き河川改修をされるよう福岡県に要望してまいりたいと、このように思っております。

次に観光についてでございます。

1点目の今後の見通しについてでございますが、岡倉天心が明治32年、九州に博物館の必要性を説いて以来、約100年に及ぶ官民一体となった誘致運動が実を結びました。平成17年10月

に九州国立博物館が開館したところでございます。開館からの総入館者数が11月には400万人を突破をしたとの報道がありました。このように多くの人々が太宰府市においていただいたのでございます。減少傾向が続いていた観光客数でございますが、国博効果によりまして平成18年度では730万人が太宰府においていただきました。前年度から120万人も増加をしております。市といたしましても、博物館はもとより、それ以外の太宰府の魅力発信にも努め、また観光協会等とも連携を図りながら、太宰府に来てよかったと思っていただけるようにさらに努力をしてみたいと、このように思っております。

2点目の海外観光客対策についてでございますが、国が提唱をいたしておりますビジット・ジャパン・キャンペーンによりまして、福岡県への外国人の入国数につきましても、平成18年度で63万人となっております。過去5年間で28万人増加をいたしております。太宰府市を訪れる外国人観光客の動向に関しましても同様の傾向が見られます。今後、これらハード面の整備もさることながら、ソフト面の充実が大切になってくると思われまします。観光協会でありますとかあるいは商工会等と連携を密にしながら取り組んでまいりたい、このように考えております。

最後でございますけれども、小鳥居小路全体としての取り組みについてのお尋ねがございました。小鳥居小路のまちづくりにつきましては、今後とも地域住民の方々と十分な話し合いを持って、回遊性のあるまちづくりを検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 先に部長、あなたに答えてもらった方がいいような気がするわけやけど。また再質問、何か一から質問しないといかんような気がしてなんののですが。

市長が言われたように、河川の改修について先にしますけども、今回質問したのはいわゆる全体の河川改修、今言われたのは多分橋のかけかえの問題からの河川改修のことを言われたと思うんですよ。しかし、今そういうところまでの河川改修をしてほしいという質問は私はしたつもりはないので、今回質問したのは、水城橋、老松神社のところでのこの前の大雨のときも水害が多少発生してきていると。それで、わざわざあの橋の下に水がたまるような仕組みになっているからそれを取り除いてはどうかというのが今現状としてとれる対策だろうというふうに思うんですよ。質問の仕方も悪かったかもわかりませんが、土砂がたまっている部分があるわけです。これはもう年々大きくなっていくわけです、あれは。ああいうのはたまっていくわけですから。それを取り除く。上流と下流が広がっているわけですから。取り残されたところには集中してくるわけですよ。そして、そこにはなおかつ大野城市の下大田団地の、余りほかの議員さんはわからん方があるかもわかりませんが、それを説明していたら時間が幾らあっても足りませんからしませんが、その方に水が、日ごろは水が足りないわけですから、少ないものですから、そっちに水が行くように仕組んであるわけですね。その仕組みが大雨が降ったときには逆に邪魔になって水害になるようなことになりますよと、ですからそれを

取り除いたらどうですかということが今回の趣旨なんです、いかがでございましょうか。水害が本当に起きてからじゃ遅いですからね。今回やった河川改修は、全部水害が起きてからしか県はやってませんから。前私は何遍も質問して、その結果、やっぱりまた2度、3度と鷺田川と御笠川の合流するところは水害に遭ったわけですから、早急にやってほしいんです、これは。今、すぐ異常気象、異常気象で片づけられますが、いつ何どき大雨が降るか、もう今全国といわず、国際的にもそういうケースが多いわけですから、そういうつもりで質問しておりますので、ご回答をよろしくお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 河川改修等々につきましての今のご指摘の分については、総じて福岡県の方に要望してまいるというようなことを申し上げました。今の本件の詳細につきましては、担当部長の方から回答をさせます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 具体的なお質問でございました。基本的には、早急に対応してまいると思っております。

もう説明されましたとおり、基本的に長年のそういう水害分で河床が下がっておるということで、現場に行きますと、もとの河川の高さとか、きちっとあります。それより随分下がってきているから、今おっしゃったようなT字溝のそういう矢板が出てきておるということでございますので、そこがスムーズに流れるような基本的な対策を、切り取り等を含めてします。それから、土砂がそういう流れを阻害している要因もございまして、そこも取ります。それから、河川がそういうふうになってきて、いわゆる橋をかけている一番下の基礎の部分、そういう部分があらわれておまして、ちょっとすき間ができて、その影響でひび割れが入ってきておるようございまして、そういうところも含めて、今大野城市と早急に対応する、具体的には予算のことも含めて協議をいたしております。水害が起きてからでは遅うございまして、早急に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 今の部分よろしく願いしておきます。

それでもう一つ、今後の心配といいますか、いわゆる先ほど言いましたように、上流が広くなりましたので、上流での水害というのは大分もう心配が、全くないとは言えませんが、相当パーセンテージからいくと低くなったというふうに認識しております。

ところで、まさかこの前のときも、落合橋がああいう形になるというのは我々も全く予想できなかった、災害ですから予想しているとおりになるというのはおかしいんですが、で、いわゆる狭くなって、今度その水城橋がね、あそこまで水害が出るような雨量というのは相当な雨量になるとは思いますが、ただ上が広がってますから、ぱっと来たときに瞬間的に、一時的なこの前も雨量でなりましたから、相当雨量が増えれば、市の方も災害対策本部を設置して警戒はされると思いますが、ぜひその中にね、水城橋も入れとっていただきたいと、監視をし

ていただきたいというふうに思いますので、その点だけこの項目ではよろしく願いをしておきたいというふうに思います。

2番目の観光についてですが、これも、市長が表面のことだけしか言わなかったからですね、答えられんから。だから、今の市長の答弁からすると、それは、私はその見通しということでお伺いをしたわけですが、何かこういう言い方したら誠に失礼なんですけど、怒られると困るけども、このままいっても何か観光客は減らずに、特別何もせんでもいいのかなという感じに受けたんですが、そんなことはないですよ。だから、その見通しは明るいということですかね。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今から先の太宰府市に来訪される観光客につきましても、市は全く努力していないというようなことではありませんで、今も、今までもやっておりますし、今からもそれは機会あるごとにいろんな仕掛けをしながらやっていく、汗を流していく、あるいは血を出していくのは当然であろうというふうに思っております。

私は申し上げておりますように、太宰府天満宮一極集中だけではなくて、市内には1,300年の修景、景観がありますし、あるいは自然、あるいは歴史遺産、文化遺産がございます。ここを磨きをかけていくというふうなこと、これが大事だろうと。四王寺山、市民の森、あるいは政庁跡、観世音寺、戒壇院、そして水城跡と。今平成19年、平成20年におきましては、水城東門の周辺整備も取りかかっておりますし、そういった一つ一つの積み上げによって、あそこの水城跡の駐車場に大型バスがとめられるような状況になればもっと増えるでしょうし、一つ一つの地道な取り組みが功を奏するというふうに思っておりますので、今後につきましても、いかに太宰府市の観光客が多くなるか、そういった目的のために努力を、汗を流してまいりたいと、このように思っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） そうですか、最初からそういうふうに答えていただければ、誠に質問がしやすいもんですから。

その中で、私は別に市が努力しとらんとか、さっきの質問の中には言ってませんが、ちゃんと市も努力してある、当然のことですが。いわゆるですね、最近思うことは、よくテレビで東国原知事が出てくるじゃないですか。今その宮崎県がですね、過去あれだけの観光都市となったときには、まだまだ追いついてないと思いますよ、今でもね、あれだけの努力をしても。しかし、あれだけ全国各地から新婚旅行に行くなら宮崎と言われて繁盛した観光都市が、あそこまで落ち込んだ。太宰府も当初は700万人を数える、我々が議員になったときは700万人ぐらいいました、年間。それが年々、年々減って、もう500万人を割ろうとしてきた。そこで、国立博物館が誘致をされて、今その数字に戻りつつある。ということは、国立博物館が来なければ、もう400万人を割るのは目に見えていたわけでしょう。じゃあそれが、皆さんの努力で国立博物館が来た。で、その国立博物館もこんなに来るとは思わなかったわけですね、だれ

も。しかし、皆さんの努力によってここまで来ていただけるようになった。しかし、これから先は、国立博物館館長が幾らいろんな策を講じて呼ばれても、これ以上ということはないと思うんです。これから先、前に進むには、まだ新しい太宰府市としての努力が必要じゃないかと。だから、私は見通しは簡単じゃないと思うわけです。明るくないと思っています。いや、明るくするようにせないかんけども、そう簡単な問題じゃないだろうというふうに思うんです。

その中で一つ一つちょっとお伺いしますが、今修学旅行に来てますよね。この修学旅行で来ていただいている学校が、ここ何年間かどういう学校が来て、その学校が毎年来ているのか、それとも1回来たらもう来ていないのか、そういう調査をしたことありますか。あったら教えてください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 730万人という分で、観光協会の数字をもとに入り込み数を把握しているんですけども、具体的に修学旅行、団体が何団体来て、それがリピートされているかということは、申しわけございませんが、今の段階ではつかんでおりません。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） いや、それで、私は大事なことだと思いますよ、これも。東国原知事はね、あれだけテレビに出て、いろんなところに宣伝に回るでしょう。だから、昔は修学旅行生でいっぱいだったんじゃないですか、参道だって。今、日ごろは韓国からのお客さんでいっぱいでしょうが。修学旅行は確実に減っているでしょう。で、国博ができて、多少もとに戻りつつあるかもわからんけども、じゃあ、どういうところの学校が来ているかわかるわけでしょう、こんなのは観光会社などに確認すれば。だから、努力というのはね、私は、だから三社参りで来る、どういう会社が来よるのか、そういう会社のね、ところにも全部調査してね、で、リストアップして持っておく。そんなことは市がする必要ないと言われればそうやけど、それは観光協会なり、そこと協力すれば、当然観光で生きていこうとする都市としてはごく当たり前ではないかというふうに僕は思うんですよ。

それで、前も国博ができる前に、我々が視察に行くんでね、そこに国博のパンフレットとかを持ってPRに行きましようかという提案を議会からしても、何か市は全く乗ってこなかったという記憶がありますが、全国にこの我々各委員会、各党派、視察に行くじゃないですか、そのときにそういうリストがあれば、ぜひここに寄ってくださいよってね、執行部から言われる。で、そこにPRに行く、またぜひ太宰府に来てくださいというような、そういう役割をね、やっていかないと見通しなんか明るくないですよ。いつ何どき政治状況が変われば、中国、韓国はもう来なくなるんですよ。今は確かによくなったから来ているわけであり、そういうね、私は太宰府のこのハード面だけをよくすれば来るかということではあるのであれば、そうじゃないと思うんですよ。太宰府よりもいいところがよそにできれば、よそに行くんですよ。ですから、700万人来てもね、どうなのかという、今苦情ばかりしか出ないじゃないです

か、700万人になってよかったねというのは数少ないでしょう。いや、来ん方がいいとか、来たら公害だけとか、そういう意見もいっぱいあるじゃないですか、みんなが潤わんからですよ。そういう思いで今聞きましたが、どうですかね、そういう提案を1点の提案ですけども、そういう必要性はありませんかね。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） もちろん今福廣議員が提起されましたこと等については、やはり状況を把握する、現状を把握するというようなことが一番大事だと思っております。行政はそういったところ、現場主義、あわせてどうしたら把握できるかというようなことを含めて調査研究する必要があるというように思っております。

私は、12月27日でございますけれども、上京した折につきましても、行っておりますけれども、全国旅行業協会がございまして。そういったところが観光の部分すべてを掌握しておるところでございますけれども、その12月27日でございますけれども、福岡支部がございまして、そこに訪問するようにいたしております。具体的な行動、その中から学んでいきたいと思っております。したがって、そういった考え方等々については、私はどん欲にいきたくて、あくまでも追求していきたいと思っております。一緒になってまたいろいろ教えていただきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） いや、教えるとか教えるの問題じゃなくて、私がそう思うから言うだけで。

もう一つこの外国人の関係でいつも思うのは、朝議会に、市役所へ来るときに、国分の免税店の横を通るわけですよ。そしたら、いっぱい韓国の方が、韓国だけじゃないでしょうけども、買い物をしてある。あの人たちへの何か市はね、大事なお客さんですよ、確実に買物をするわけですね。参道を歩いているあの人たちの姿を見ても、何か持つとうとかないからね、あそこが一番の買物の場所だと思うんですよ。だから、そういうところに来るお客さん、お金を落としてくれる外国のお客さんに対して、余り何も手を打たれていないというふうに思うんですね。そこで、韓国語じゃなくても、いろんなバリエーションがあるんでしょうけども、そういった海外の人に合った、そういうパンフレットなり、太宰府のいいところを見てもらうとか、太宰府の歴史を知ってもらおうとか、ちょっとこんなところがありますよということをおね、そこで渡せるようにしたらどうか。いや、そこには必ず寄るわけですから、行きがけね。どういったことを太宰府に期待するのかな、アンケートなんかもしバスの中で書いてもらえばいいことですから。と思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 先に、先ほどの修学旅行の入り込みの数字でございますけれども、私がかちょっと勉強不足ただけで、人数等は大体観光協会の数字で把握しております。

それから、海外の方の対策についてでございますが、特に韓国語、英語、それから中国語、そういうもののパンフレット、そういうものをつくってご案内、啓発に努めておるといことは、もうご承知のことだと思います。

それから、観光協会とそういう部分での連携でございますけども、今おっしゃったような言葉が話せる方、そういう方を、これは参道の各個人が積極的に雇われて、そういう対応をしておるといこと。それから、観光協会のそういう駅の前にあるそういう事務所にも、韓国語あるいは英語を話せる方、そういう方たちの採用を促しておるといこと。それから、太宰府館にパートの方はおられますけども、そういう言葉、そういうものについて対応できるというようなことを条件に、少しずつでございますけども、そういう接客対応をしておるといことでございます。

基本的には、先ほどおっしゃいましたような韓国の、そういう免税店、そういうところにもそういう案内、そういうものを持って行ってPRするというようなことも必要であろうというふうに思っております。

観光宣伝関係でも、プロモーションということで、韓国、そういうところに出かけて、県を挙げての対応はしておるといことでございます。町全体でそういう形で取り組んでいくというような空気が必要じゃないかなと。まほろば号にも乗ってあるということでもございますし、竈門神社にもそういう方たちが行っているということもございますので、職員もですね、何かそういう通じるような、話せるような、対応できるような、そういう取り組みが必要かなと、そういうふうに感じておるところでございます。

以上でございます。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

(18番福廣和美議員「まだ終わりません」と呼ぶ)

○議長(不老光幸議員) 18番福廣和美議員、まだ時間かかりますか。

(18番福廣和美議員「かかります」と呼ぶ)

○議長(不老光幸議員) それでは、ここで13時5分まで休憩します。

訂正します。13時でお願いします。

休憩 午後0時05分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長(不老光幸議員) 休憩前に続き再開します。

18番福廣和美議員。

○18番(福廣和美議員) 引き続き、全体的じゃなくて、個々のことで申しわけありませんが、お伺いします。

海外からのお客様が、太宰府を目指して来るわけじゃなくて、福岡に来て太宰府に来るとい、太宰府に何を求めて来るのかというとですね、そういったことにおいて、福岡で一番日本

的な文化を残している、そういったものを見に来るのではないかと、天満宮の宮司が話をされておりました。そういったハード面における雰囲気もあるでしょうけども、もう一つはここに来て、そういう心に触れるというか、そういう面も大きいのではないかというふうに私は思っております。

それで、先ほどたしか質問の最後に国分のことを言ったと記憶しておりますが、そっちの方に一遍戻るんですけども、あそこの免税店で韓国の人たちがどういうものを買っているかというのは、調査か何かされたことはありますか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 免税店があるということで、バスが多数とまっておるということで承知しておりますが、中でのそういう内容的な部分は把握いたしておりません。申しわけございません。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） できましたら、そういったものもやっぱり調査されてですね、そういったものを目的に来てあるのかというのもやっぱり調べておく必要があるだろうと思えますね。

それともう一点、そういった買い物に通じてくると思うんですが、高速をおりて、天満宮に行って、それからまた太宰府インターから乗って帰られると、帰るんじゃなくて次の目的地に行くというパターンだと思うんですけども、水城にいわゆる道の駅のようなものをですね、つくってはどうかと。最近参道に立って見えてもですね、バスで来る人たち、車を駐車場にとめて、お土産を買ってぶらぶら下げて帰られるというケースはほとんど見受けることがないんですよ。何か土産物を抱えて、抱えるというか、持ってバスに乗り込むような姿はほとんど見ないんですよ。で、そういったいろんなものを置いてある1カ所、バスがとまって、我々が行ってもそうですけども、道の駅的なものをね、ぜひ水城につくったらどうかという思いがあります。

それが1点と、それからもう一つ、天満宮にですね、私がこういうことを言うのもなんですけども、おみくじがあるんですよ。私は行って、別におみくじ引くわけじゃありませんが。海外の人たちがそういう習慣が余りないと思うんですね。多分観光客って中国から来て、あそこで天満宮でおみくじ引いて云々というのは、ほとんどないと思うんですよ。ほとんど天満宮でお金使わないということ、この前宮司も言ってありましたけども。そういったこともね、これは天満宮がすることですから、太宰府市がするわけじゃありませんけども、観光地という面からの中です、そういったこともこれ一遍勉強してみる、研究してみる必要があるんじゃないかなというふうに思っていますので、まずはその今言った2つをお答えください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 水城跡、その周辺に道の駅という考えがどうかということでございますけども、それこそ太宰府市のこれまでのいろんな計画書の中で、水城跡、そういうところ

に一つのステーション、そういうところ、考え方、そういうものをまとめたものはございます。そういう中で、本当に可能かどうか、そういうことも検討が必要かなというふうに思います。今回は、そこにバスをとめる、そういう部分を文化財の方で今工事に入っております。そういうこと、あそこから水城跡全部を見ると、そういうことも含めてですね、今つくっておるところでございますので、そういう構想と照らし合わせてですね、検討することになるかなと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

それと、天満宮のおみくじの件、これはちょっと実態がわかりません。考え方としてはですね、何かいいかなというふうに思います、日本の文化というものがどれだけご理解いただけるかというようなことも、これはちょっと私見でございますけども、天満宮さんの方がそういう検討をなされているかどうかも含めて勉強してまいりたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） この前の一般質問で、たしか安部陽議員が、太宰府は観光都市かどうか、観光都市が一番優先するんじゃないかということを経理に詰め寄ったということを記憶しておりますが、別に私は観光だけ、これが一番最優先だとは思っていませんけども、しかし今の太宰府にとってこの観光行政というのは大事なことであるというのはいまもう間違いないというふうに思っています。

で、500万人から約200万人観光客が増えたわけですが、先日富山市のテレビで200万人お客さんが増えたということが報道されておりましたが、太宰府にとってこの200万人増えた、このことによる税収というのは、どれぐらい上がったものかわかりますか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 観光客の増に伴いますところの直接的な税収の増という部分については、現在のところ試算をしておりません。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 今の説明にあった直接的というのはどういうことですかね。間接的と直接的に、どういうのが直接的というふうに言われたのか、ちょっと意味がよくわからないのだが。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 直接的、間接的、総合的ですね、おっしゃっているように200万人からの増えた方の、いわゆる例えば茶店で落とした部分の経済効果であるとかですね、あるいは売店で販売する部分であるとか、あるいはそれに従事するスタッフの増であるとかですね、そういうふうな部分が、総合的な部分での試算になろうかというふうに思いますので、そこまでは試算できていないということでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） そうすると、今計算できるのは車で来られた方の歴史と文化の環境税だけということですね、直接的な税収としては、そういうことになりますね、わかるのは。

それで、やはり観光を重視するのであるならば、そういうところがね、僕は大事だと思うんですよ。そういうことでこれだけお客さんが増えて、これだけ太宰府としては税収が増えてますよと、ね。そういうものがわかればね、こうやって太宰府市のその予算の中の一部で入ってきているんですよと、そういうところはやっぱり、そのいろんな観光についての問題もあるわけですから、観光公害と言われる。だから、そういった部分もこういうのでカバーできているんですよというね、ものがないと、なかなかやっぱり観光を大事と思う人もいれば、観光はない方がいいと思うている市民もおるわけですから、これは人様々ですわ。そういう人たちが納得いくようなやっぱり市政というものを心がけてもらわないといけないので、さっきから言うように、いろんなね、やっぱり調査、アンケート調査なり、直接的な調査、そういったもので意見を聞く、実際太宰府に来られた方がどうだったのかという意見も聞く、国立博物館には必ずアンケートの用紙を置いておく、そうしてそういうものを総合的に判断したものをインターネットで全国に配信をしていくという、そういう努力がないとですね、700万人という観光客は、10年後にはどうなっているかわからないですよ。私はそう思うんです。

だから、努力し続けなければ、この数は安定的にはならない。別に500万人に減ったときに、太宰府市は何もしなかったわけじゃないでしょう。天満宮は何の努力もせんかったから減ったわけじゃないですから。やったけども減ったんでしょ、やってきたけども減ったんですよ。ということは、この数字を維持する、このこれだけの来訪者に来てもらうには、なお一層の努力が必要ということです。今までやってないことをやっていかなければ無理だというふうには私は今感じております。だから、この前私、観光課を観光部に上げたらどうかということを行いました、いや、環境課かな、ちょっとよく似てますけど、本当は観光部ですよ、太宰府は。そういったものをね、僕は必要かなと思うぐらいにやっていかないといかんのかなというふうに思っております。

で、観光についてはいろいろまだ聞きたいことがいっぱい、ハード面について、コースはどうか、回遊性の問題もまだずっと言われ続けてますから、今回はもう言いませんけども、今市長が水城の方に力を入れてやってある。本当にこう、それは目的達成をですね、ぜひするまで、できたらあそこには門をつくってほしいという話もあるし、向こうの御笠川ですかね、あそこだけは堤防がもともとなかった。しかし、水面の下には渡される橋があると、あったと、そういうことでつながりを持つとったという話も聞いておりますので、ぜひ回遊がとれるような、どっちかというたら端と端ですから。僕が心配しているのは、中途半端で終わってほしくないなという気持ちが強いんです。それは心配ないと言われれば心強いので、ぜひみんなが納得いくような水城周辺にしてほしいということを最後に要望して、終わります。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

次に、3番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔3番 長谷川公成議員 登壇〕

○3番（長谷川公成議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました項目について質問させていただきます。

市長は、施政方針において子育ての環境整備の充実を言っております。そこで、今回は公園の問題について質問をさせていただきます。

まず、公園の安全管理についてお尋ねいたします。

最近、公園内で起きる事件、事故などがニュースで取り上げられているように見受けられます。本来、公園や学校というのは、子供たちが安全で安心な場所だったはずですが、遊具における事故などが多発し、遊具が撤去されるなど危険なものとして判断されるようになってきているのではないのでしょうか。本市においては、遊具に指を挟まれてけがをするなどという事故の報告はあっていませんが、今後はわかりません。そこで、遊具の点検整備や正しい遊び方が書かれた看板の設置、ペンキがはがれた箇所への補修など、安全できれいな公園づくりを目指していただきたいと思いますが、どのようなお考えをお持ちか、お伺いします。

次に、防犯についてであります。子供たちが犯罪被害に遭うのは公園が最も多いという調査結果があるそうです。愛知県の春日井市では、子供たちにとっての公園安全度点検採点表を作成し、実態調査を行ったそうです。この採点表には合計29項目が設定され、例えば見通しを遮る植栽がない、道路からの見通しがよい、公園内にごみが少なく、雑草などの除去が行き届いているなど、調査はすべて現地で目視により行い、マル・バツで記すものになっているそうです。

本市においても、せめて公園の安全点検のポイントを上げ、周囲からの見通しや公園の利用状況、周囲の道路等の状況などを地域住民が把握できるようなシステムづくりが必要ではないかと思われます。公園での犯罪防止について市としてはどのようにお考えなのかお伺いいたします。

最後に、周辺住民とのトラブルについてお伺いいたします。

先月の中ごろまで公園で元気よくボール遊びをする子供たちがたくさんいました。最近は余り見かけなくなったので、子供たちから事情を聞いてみると、フェンスが低く、ボールが道路に飛び出したり近隣住民の家に入って怒られたり、とにかく遊びにくいとのことでした。子供たちの素直な思いであろうと私は感じております。フェンスを高くしていただきたいをお願いをしても、予算がないと言われ、実現しないまま、トラブルが全く解消されません。このようなトラブルが原因で外で遊ばなくなり、家でゲームをする子供が増え、生活習慣に悪影響を及ぼすのではないかと思うところです。

何のために公園があるのか、また今後の公園づくりや近隣民家とのトラブルの解消について市はどのようなお考えをお持ちなのかお尋ねいたします。

なお、再質問は自席にて行いますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 市内の公園管理、整備についてお尋ねでございますので、ご回答を申し上げます。

太宰府市の公園は大小含めまして120カ所を超えておりまして、市民の憩いでありますとか、あるいはコミュニケーションの場として、また災害時におけますところのオープンスペースといたしましても重要な役割を果たしておるところでございます。公園に関しましては、ご指摘の遊具の問題でありますとか、あるいは見通しの問題に関する防犯の問題等々もございませう。子供の遊び場に関する事など、様々な苦情等もあることも承知をいたしておるところでございます。いろんな問題等々については逐次解決を図っていかなきやならないと思っております。

詳細につきましては担当部長の方から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） ご質問の公園の管理でございますが、まず遊具につきましては年一回、これは専門の業者に点検を依頼し、実施をいたしております。開園から30年以上経過する公園が結構ございます。老朽化をしている遊具につきましては撤去を含めた対応、そういうものをいたしているのが現状でございます。

事故があったときにつきましては、看板の表示、そういうものが必要であるというふうなことで設置して、今後事故が起きないような努力、そういうものに努めているところでございませう。

防犯につきましても、先ほど言いましたように、数十年経過した公園でございますところは樹木等が大きくなって見通しが悪くなってきておりますので、このことは地元要望と照らして剪定、伐採、そういうものを行ってきておるところでございます。

それから、公園内のキャッチボールでございます。近隣の住宅に飛び込むということで苦情があつて、いろんな市と地元、近所の方と協議した経過もございまして、防球ネット、そういうものもした経過もございませうが、基本的にはやっぱり利用の仕方といいますか、そういうところでの周知とかそういうものが必要だというふうに思っておるところでございます。

今後ともそういうことを加味して適正な管理、そういうものに努めていきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 公園の管理についてなんですけど、ブランコや滑り台のですね、ペンキ、これがはがれて、汚くなっているんですよ。それで、地元の方がですね、ボランティアというか、厚意でぜひ塗ってもいいよという方もいらっしゃるんですね。業者にやっぱり補修を依頼すると、さびどめから何からすべてはがして一からやり直さないといけないというのはもう僕もよくわかっているんですけど、できたら市民の方の厚意というか、ボランティアでやっ

ていけるようなですね、そういうふうな許可というか、許しがあればいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 基本的に街区公園等については地元と協議していくというようなことで、先ほど言いました清掃とか草刈りとか、そういう部分は地元で基本的に管理していただく、そして今おっしゃいましたような遊具等については基本的には市の方で大体やっていくのが基本だろうというふうに思っておりますが、そういうボランティア的な方がおってあればですね、お願いをして、そういう自分のところの公園を自分たちでするといようなことでしていただいても結構かなというふうに思っています。

ただ、これまでの経験で、色とか塗り方とか、できるだけ丁寧にきれいにというか、そういうことも過去にあったことがございますのでですね、そういうところも含めてご協議させていただいてお願いする分はさせていただくというように考えているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） はい、ありがとうございます。

先日ですね、市民の方からですね、公園内にある街灯がありまして、そこがですね、散歩コースになっているんでしょうね、犬のふんの方はきちんと回収されるんですけど、小というか、あっちの方がですね、その街灯の根本に何かしていくみたいで、縄張りみたいなもので。それで、長年やっぱり月日がたつとさびたりそこが腐ったりしてですね、それは建設課の方をお願いしていたんですけども、それは対処が早くてですね、もうきれいな街灯にかわってしまいました。それはありがとうございます。

今後とも、地元の方に依頼、ペンキのことに、その管理のことにしてもですね、地元でできる範囲のことをお願いしていただければやってくださる方がいっぱいいると思いますので、それでよろしくお願いします。

次に、防犯なんですけど、夏場にですね、防犯員として小学校区内の危険箇所のパトロールを行った際にですね、公園が危険箇所に4カ所入っていたんですね、地元の小学校区内ですけど。やっぱりそこを夜回るとですね、街灯が非常に暗くて、民家の近くにありながら人目につきにくいんですよ。それで、今後こういった公園をですね、市長おっしゃられましたけど、避難場所にもなるし危険箇所から外したいんですね、僕としては正直なところ。

それで、近隣住民の方のやっぱり協力が必要だと思うんですよ。例えば、夕方のサイレンを鳴らすことによってですね、夕方遅くまで遊んでいる子供に近隣の方が注意をしていただくと、もうサイレン鳴ったけん帰るなさいというふうにはですね、そういうふうなことをしていけば危険箇所も危険箇所ではなくなるんじゃないだろうかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 先ほど言いましたように、公園というのは総論では賛成的で各論に

なるとなかなか難しい部分がございます。

緑があることはいいんですけども、やっぱりそれが治安上、死角になってですね、危険なところが確かにございます。それこそ、今若い男女がたむろしているとか、そういうものがあるということで、それを先ほど言いましたような部分でできる範囲で対応いたしておりますが、基本的に安全・安心のまちづくり条例、そういうものをつくっておりますからですね、地域住民の方、そういう方たちのパトロールとかですね、そういうことも含めてそこが逆に憩いの場とかですね、そういう集いの場になればというふうに思っております。

サイレンを鳴らすというのは、地域で学校を含めて有線放送とかですね、そういうもので下校時間になりましたとか、そういうことがされていることは時々聞きます。市の方で今コミュニティのそういう放送設備が一応できておりますからですね、そういうものを使って大いに活用していただくと、それは地域住民の合意だろうと思っておりますからですね、そういうふうに思っております。サイレンというのはどうでしょうかというふうに思いますので、そういうものをお使いいただけたらというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） そうですね。コミュニティ無線をやっぴり大いに活用していただきたいと思っております。

それと、今後、地元になりますけど、高雄公園ができますので、昼間は憩いの場でわいわい集まる場所としてはいいんですけど、夜になったら、言い方悪いですけど、たまり場とかにですね、ならないように十分防犯、住民でも当然パトロールはしていきますけども、市としても管理の方よろしくをお願いします。

では、最後ですけども、公園周辺住民とのトラブルについてなんですけど、今までは先ほど防犯でもちょっと言われたんですけど、公園内にある植栽、植木がボール受けになっていたんですよ。ですから、そんなに頻繁にはボールが外に飛び出すようなことはなかったんですけど、最近は見通しをよくするために短く切られているんですね。それが、何か逆に子供たちにとってみれば遊びにくくなったというか、ボールが飛びやすくなったというのも一つの原因なんですね。ボール遊びができるような広さの公園も多々ありますが、そういうふうな大きな公園は結構交通量の多い公園かなと。

そこで、そういった公園を対象にですね、フェンスを高くするようなことは考えられていないでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 公園の大きさとかその地域の方の考えとかで使い方等がいろいろあるかと思っております。基本的にはボール遊びとか禁止というようなことでの公園の使い方のそういう表示をしているところもございますが、キャッチボールぐらいしてよかろうもんというふうに個人的には思いますけども、バットで打つのはいかがかなというふうな気もいたします。

それで、大きさ等でありましようけども、過去やっぱり防球ネットを張ってきた経過もござ
います。それで解決したかという、張ることによって逆にしているよというような、そうい
う保証をしたというようなことにもなりかねませんので、よほどのそういう考え方のもとにし
ないと、つくったからそれで済むかと、おっしゃいますように結構費用がかかります。ですか
ら、利用者の方、地域の方、そういう方と十分公園の使い方をですね、協議されて、どうし
ても必要ということであれば、時間がかかるとは思いますけども、そういう対策は可能かなとい
ふふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） よろしくお願ひします。

先日ですね、研修会に行つてまいりました。そしたらですね、子供たちの運動能力がです
ね、非常に低下しているらしいんですね。そういったデータがあつて、いただいたデータを見
ると、全国の平成18年度体力測定の結果と平成19年度福岡県の体力テストの結果を比較され
ていたデータがあるんですね。そしたら、全国の体力テストより福岡県はですね、すべて悪い、
マイナスなんですね。僕もちょっとこれ見てびっくりしたんですけど。

やっぱり昔のように空き地やですね、路地裏があればいろんな遊びができたり走り回つたり
できたんですけど、やっぱり今、部長おっしゃられたように、公園内でのボール遊びが禁止さ
れてあるところも少なくないんですね。今バツで打つのを規制している公園もあるんですけ
ど、ですからやっぱりネットを張つて、僕はいっぱい遊んでもらいたいと思うのでですね、そ
ういった規制があれば外で遊ぶことが少なくなつたり、運動能力低下の原因に上げられると思
うんですよ。そこら辺をもうちょっとというか、詳しくお願ひします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 謙） 小さいころは、それこそ路地裏で駆け回つて、そういうことが許さ
れる時代でしたからですね、基本的な体力とかそういうところでしっかり足腰を鍛えていつた
んでしようけども、今は学校とかそういうものに限られたり、あるいはカルチャー的なです
ね、そういうもうどっちかというような気がいたします。ですから、そういう中での公園をそ
ういう子供たちのそれこそわいわいがやがやというような公園で使つていただきたい気は十分
にいたします、私自身はですね。それはいろんな公共とのつながりとかも出てくると思うん
ですけどですね。それで、やはり使い方についてですね、地域の方と十分に話し合つてそこら
辺の一定の線といいますかね、そういうものを中でやっぱりやつていただくしか今のところち
よつと答えようがないような気がいたしますので。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） なるべく運動能力が低下しないようにですね、公園を幅広く活用して
いくように地域としても考えていきたいと思ひます。

あと梅ヶ丘公園のことにに関してなんですけど、できるとかできないとか、そういううわさがあります。梅ヶ丘地域というのは、ちっちゃな公園はあるけど夏祭りができるような広い公園がなく、もう何年も夏祭りも行われてないんですね。そういった梅ヶ丘公園の計画は進んでいるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） たしか以前の議会の中で購入してつくりますと言ったと思いますが、そのとおりに今購入いたしましてつくるようにいたしております。まだ整備とか管理とかは地元とそういう部分で協議ということになっておりますけども、そういう実現の方向で進んでおるといところでございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） はい、ありがとうございます。

今後ですね、区画整理事業が終わった佐野地区でもですね、公園が新設されると思うんですよ。やっぱりこういった安全管理とか防犯、周辺住民とのトラブルについてですね、こういった問題点を考慮しながらですね、市民が安全で安心して遊べる公園づくりを目指していただくことをですね、お願いいたしまして、以上で一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

次に、19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番（武藤哲志議員） 一番眠たい時間に一般質問の許可をいただきましたので、短い時間で、よろしく願いいたします。

初めに、市長の公約及び施政方針の実施状況と来年度の予算編成方針について伺います。

平成19年6月4日、市長は市民との協働のまちづくりを基本姿勢のもとに選挙公約マニフェストの実現を図ることを最優先課題として、5つの政策を柱とした政策や事業を向こう4年間で全力を傾注してまいると表明され、その公約実現に努力されていることについて評価をいたします。

12月1日付太宰府市広報にも、市長と語る年間計画や保育所入所児童第3子以降の無料化を掲載されております。また、以前の議会で論議になった公共施設の使用料減免の復活等を実施されましたが、単年度でできる事業や財政問題もかかわりますので予算措置が必要と思われませんが、今後の施策の取り組み状況として開庁時間の延長、休日の開庁、市立南保育所の定員増、学校教育環境の充実問題としての学校支援人材バンク、市民が期待しておりますコミュニティバスの乗り入れ問題、各種審議会の女性の登用率、社会保障制度の後期高齢者医療問題など、行政全般にわたり大きく5つの柱としての公約や施政方針が明らかにされておりますが、平成20年度予算編成に当たり、公約の実施や行政施策としてどのように考えられているのか、また平成21年度以降どのように対応されているのかを明らかにしていただくよう回答を求めます。

質疑については、施政方針に基づいてこれ以外の部分についてもお聞きする考えであります。

2点目は、入札制度の改善計画について質問いたします。

今回、地方自治体では様々な入札制度改革に取り組んでおります。

今年の3月、総務省、国土交通省からも地方自治体の入札、契約適正化通知が出されました。太宰府市も、行政経営改革方針として電子入札の導入、費用対効果の検証、競争入札について検討しているとしておりましたが、まだ検討中なのか、実施時期について検討していれば回答を求めたいと思います。

現在、実施されております指名競争入札を廃止した場合、長所もあれば短所もあります。

まず長所として、第1に不良不適格業者の排除をどのように行うのか、公共事業の発注の品質の確保をどのように行うのか、入札参加条件の適切な設定や低入札価格制度の厳格な運用問題、最低入札の拡大を行うのかどうか、工事費内訳書をやはり電子入札と同時に提出確認を行い、導入の検討、検証も必要だと考えられます。

第2に、総合評価方式をとらなければ当然電子入札や競争入札はできないわけですが、この総合評価方式をどう行うのか。また、当然情報公開を推進しなければならないと思います。特に競争入札の場合には、ペナルティーの強化ややはり違約金特約条項を設ける必要があると思いますが、こういう状況は考えられておるのかどうか。やはり競争入札ですから、議会に提出される予算書を見ますと債務負担行為、それから決算特別委員会で出される資料に基づくと随意契約など、様々な契約案件がありますが、こういう物品調達、債務負担行為、こういうものについても競争性や透明性を図ることが求められます。

こういう長所や短所もありますが、特に一番問題点としては、地元の業者の育成はやはり太宰府市の行政の責務であります。こういう状況の中で、短所として、競争入札が導入されれば地元中小業者の排除が予想されます。地域産業の育成と公正な競争の確保を原則に、太宰府市内の地元業者に対して受注機会の確保、育成の立場からどのように公共工事を発注するかが大きな課題だと考えております。地元業者優先をする一般競争入札金額の設定を検討する必要がありますが、市は今後の入札制度改善について方向性を明らかにしていただくように回答を求めます。

3点目は、市民税、固定資産税、国民健康保険税の減免基準の見直しについて回答を求めます。

先日もNHKでワーキングプアが報道されました。見ておりました働いても本当に大変だなというのをNHKの特集を見ておりましたが、今、貧困と格差が日増しに広がっている状況ではないでしょうか。

地方税法の改悪により県、市民税が一律10%になりました。ほんのわずかな収入でも課税の対象になっております。その上、65歳より前期、75歳以上後期高齢者を対象にして年金から国民健康保険税や介護保険料の天引きが行われます。本当に少ない年金から国民健康保険税や介

護保険料が天引きされると、本当に大変だと思うんです。それと同時に、今日のように働いても楽に生活ができない、また仕事もない、収入も本当に不安定、年金暮らし、市民の様々な生活実態が明らかになっております。こういう状況の中で払いたくても払えない税金について、市民の申請に基づく所得調査を行い、実情に合った課税減免の制度の充実が必要と、要求をいたします。

太宰府市には当然減免の取扱規程があります。この減免取扱規程というのは、やはりこの基準をどう活用していくか、市民が安心して暮らせるためにその制度を充実させるかにあるというふうに考えております。

今、国は生活保護世帯の給付率を下げようとしておりますが、生活保護世帯には本当の最低生活を強いられているわけでありまして、これが引き下げられるというのは大変なことで、私どもはやはりこの問題については反対の立場ですが、太宰府市は県下の中で2番目に少ない生活保護受給の自治体であります。ところが、生活困窮者の生活保護を受けている方の固定資産税、これは法定減免で生活保護法に基づいて生活扶助を受けている者が所有する固定資産税は全額免除されております。一般の借家に入っている方については最高限度額3万2,000円近く家賃補助が行われているわけでありまして。

ところで、私は計算をしてみました、この際議会で正式に報告をいただきたいと思っておりますが、生活扶助を受けている方々の所得基準、4人家族の方もおられます、高齢者の方もおられます、ひとり世帯もおられますが、今日の先ほどNHKのニュースでもありましたが、北九州で1カ月さかのぼって福岡県が生活保護の支給を指導したというニュースも出されておりますが、生活保護世帯の場合の収入の基準、1カ月幾らなのか。年間支給総額、こういうものを具体的に報告いただきたいと思うんです。生活保護の場合は、国民健康保険税や介護保険料、こういうものが課税されません。こういう状況ですが、生活保護を受けていない方々は、やはり市民税や国民健康保険税や介護保険料がかかります。この場合、生活保護世帯の基準として支給額と給与控除後の額と様々な計算方式があるんですが、まず完全な給与控除後を外した所得が生活保護世帯です。だから、丸々の手取り金額です。だから、それを控除額を、いろいろ部分あるんですが、まず報告を受けた上で質問していきたいと思うんです。

こういう状況の中で、太宰府市減免取扱規程の別表、固定資産税、該当第1号、減免対象者の1、適用要件2、3、4に基づくならば、やはり生活保護世帯と同等、また1.2倍、全国でもそういう1.2倍までを税の減免を実施している自治体が全国各地にあります。こういう状況ですが、当然払わなくて滞納が出てきて徴収率が悪くなる。実態はどんどん延滞金がついて利息も大きくなる。こういう状況の中で減免制度を活用し、やはり税の徴収、実態に基づいたものをすべきではないかというふうに考えておりますので、明確に、また私の答弁には大変長々と回答がありますが、簡潔、明確に回答いただきたいというふうに思っております。

私の時間ももうあと45分ぐらいになりましたので、参考には青森県の青森市、千葉県匝瑳市で私がこの減免問題を質問した内容については実施をされております。

あとは自席で質問させていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ただいま市長公約でございます施政方針の実施状況と来年度の予算編成方針についてどうなっているかというようなことのお尋ねでございます。

ご回答申し上げたいと思います。

選挙公約の実現に関しましては、各部局に実行計画を練らせまして、適宜ヒアリングを行うなどして進行管理を行っておるところでございます。

既に実行済みの公約といたしましては、機構改革、市長報酬の10%減額、パブリックコメント制度の導入、それから公共施設使用料の減免制度復活、それから3人目の保育料無料化あるいは小・中学校の耐震診断、それから児童増に対応いたしましたプレハブ教室建設などがございます。

また、現在進行中の公約といたしましては、市役所の土曜開庁の施行に向けたものでありますとか、あるいは景観条例制定、あるいは景観計画策定に向けて今景観行政団体となるべく手続を踏むための準備を進めておるところでございます。

また、交通渋滞の緩和策といたしましては総合交通計画、さらにはJR太宰府駅の見通しをつけるための検討会の立ち上げ等々を行っているような状況でございます。

来年度予算につきましては、限られた財源でございますけれども、公約達成に向けまして、効果的かつ重点的に配分を行っていきたくと、このように考えております。

その他の公約につきましては、各部局に実行計画を検討させるよう指示を行っておりまして、現在鋭意研究中でございます。今後も定期的に進行管理を行いまして、任期中に達成できるように努めてまいりたいというように思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 大変ご努力をいただいておりますことについてあれですが、市長の施政方針を見ておましてね、特に私は市立南保育所の定員増の問題について、まず質問の項目に入れておりましたし、それからやはり教育環境、人材バンク、この問題と、それから特にコミュニティバスの問題ですね、大変大きな課題ですが、これはまず市長としては何か各部に指示をされているか、それもちょっとご回答いただければ。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） もちろん、今その他のものの中に入っておるわけでございますけれども、待機児童ゼロ作戦の推進をいたしますために、認可保育所の定員の拡充をしますというようなことでの約束をいたしております。そのために、まず市立南保育所の定員60名を90名にしますというようなことでの約束でございます。このこと等につきましても、既に協議の中には入れておりまして、来年、再来年あたりまでにはきちっとした体制を整えていきたいというように思っております。

それから、もう一つございましたね、コミュニティバス。コミュニティバスの増設の問題

等々につきましても、特に東観世の問題あるいは高雄地域の問題、あるいは昨日、今日の西日本新聞の中でもありますけれども、50年代にできました団地の中で、やはり高齢者の皆さん方が日常生活に困るというふうなこと、私も東観世の団地の状況の説明の中で申し上げました。五条駅から、スーパーから東観世まで帰るのに、3回、4回休みながら、両手に買い物かごを提げて帰っておるといふような状況等がございました。同じような状況が今、西日本新聞の中においても掲載をされております。全くその考え方はどこの団地だろうと同じだ、湯ノ谷であろうとどこであろうと。そういった高齢者の皆さん方がやはり安心して、高齢者になっても住めるような、そういった条件を整えるのは為政者として当然ではないかというふうな思いは変わりません。これも今1億円からの持ち出し財源もありますし、どんな方法で、どんなやり方でやれば一番、本当に市民の側と言いましょうか、高齢者の立場になって実行できるかというふうなことを含めて、今検討中でございます。私はこのことについても実現すべく努力をし、これは必ず実現していきたいというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） もう一つ入れておりました学校支援の問題、どんなふうに。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 学校の支援の問題ですけれども、この約束の柱につきましては、いわゆる学校の授業協力者という形で位置づけをいたしておりまして、それぞれ各小学校、中学校の中で、例えば太鼓あるいは福祉体験学習あるいは合唱というような、市内全域の中では25種目ぐらいのそれぞれの授業外の支援をいただく、協力をいただくということで、積極的にそういう指導者を今現在位置づけをいたしております。

それから、もう一つの学校の耐震構造の問題ですけれども、これにつきましても、いわゆる昭和56年以前に建設をされた学校につきましてはこの耐震の対象になりますので、年次計画を持って随時この補強工事をやっていくということで、今現在は水城小学校の方の設計監理をいたしております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 市長、先日も所管委員会で論議になりましたんですが、経常収支比率を1%は下げたい、任期中には少なくともですね、90%、89%ぐらいに持っていききたいという状況の中での努力はしていただいているのかですね。

それともう一つは、ちょっと私も悩みがありましてね、市長の選挙公約の中にありますこの歴史と文化の環境税と、太宰府市がですね今から議会としてみらい基金をどうするかという論議をやっていこうという計画が、特別委員会の設置があるんですが、これを行った場合にですね、このみらい基金と歴史と文化の環境税と結びつけての審議はですね、どうなのかという、なかなか聞く機会がありませんから、市長のこの歴史と文化の環境税についての見解として、

歴史と文化の環境税はぜひとも必要という認識をいたしておりますと、ここに書かれておるわけですね。ところが、議会からみらい基金の創設の提起もあっておりますので、関係機関、関係者、議論推移を見きわめながら判断をしてみたいという。一方では必要だと言いながら、議会の動きもまあまあ尊重しなきゃいかんと思うんですが、このみらい基金創設特別委員会ができたときに、歴史と文化の環境税、今日の新聞にも載っております、昨日の委員会で大変な基金が集まったという、新聞にも今日書かれておりましたが、こことみらい基金と歴史と文化の環境税と結びつけた審議を議会が行うことについての所見を、時間的な問題がありますから、マニフェストの問題ではあとまた来年の代表質問もありますのでやりますので、この2つの部分についてお答えいただければと思うんですが。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 歴史と文化の環境税等々につきましては、地方分権法が成立しました平成12年以降、あらゆる収入源を模索するというふうなこと、そういった地方自治の自立の中から生まれてきたものでございます。職員のそういった知恵の中から出てきたものでございますが、この歴史と文化の環境税等については、これは私ども避けて通れない財源だというように思っております。今後においても、きちっとした対応をしていく必要があるというように思っております。私はこのこと等については、方針、この私のマニフェストの中においても継続なんだと、この歴史と文化の環境税等については必要というふうな、未知の部分での考え方としてこの継続の考え方を打ち出しております。

しかしながら、今ご指摘されましたように、議会の中で第3の未知といいましょうか、みらい基金というような形の中でのご提言もいただきました。これも検証してみる必要はあるというように思っております。しかしながら、この歴史と文化の環境税が今6,500万円ほど集まっておりますけれども、みらい基金、皆さん方の浄財等々の中でそれに相当するこの基金等々が浄財の中で集まるかどうか、どういった方法で、だれが、どういうふうに集めていくかというふうなこと等が将来に向かって安定的にそのことが達成できるというふうな見通しが立ったとき、そのとき等については、いわゆる歴史と文化の環境税の発展段階的な廃止をも含めた形での検討もそこに出てまいりましょうし、あるいは税率の改正に伴って、例えば具体的には半分は税で、半分はみらい基金でというような形もあるかもしれません。いずれにいたしましても、いろんなあり方を考えるというふうなことの提起がっております。行政も私どもは民間の中でそういった考え方が事業者中心であるわけですから、責任ある行政の考え方を持って臨む職員を派遣し、そしてともに将来的に歴史と文化の環境税をどうするかというふうなこと等について一緒になって考えていっていいというふうな私は判断を持っております。そういった結論の中で見えてくる方向性の中で、私はしかるべき責任ある判断をしていきたいというふう

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 議会としてもみらい基金創設特別委員会ができるんですが、もう本当

厳しいんですよ。市長の意に反するようなことになるかも知れませんが、議会が決めたことについてあるんですが、もう最後に議会としても努力をします、いろんな意見も聞きたいと思う、私も発言もいろいろさせてもらいたいと思うんですが、最終的には行政と議会が一体となって結論を出すことについては同意をいただけるかどうか、このことだけをまずお聞きしておきたいと。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私はまさにもう同意といいたいでしょうか、そのとおりだというように思っております。

○議長（不老光幸議員） ここで14時15分まで休憩します。

休憩 午後2時02分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） それでは議長、2点目のですね入札制度の改善計画について簡単に市長から報告いただいて、当然所管があると思いますので、所管からも説明を受けたいと思いますが。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 次に、入札制度等の改善計画についてご回答申し上げます。

公共工事の入札及び契約の適正化につきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律でありますとか、あるいは公共事業の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に従いまして、一般競争入札の導入、総合評価方式の導入、電子入札導入、随意契約の適正化、そして不良不適格業者の排除等につきまして、総合的に検討をし、そのあるべき方向性を早急にまとめまして、方向性が定まったものから逐次実施するように考えております。このことにつきましても、詳細につきましては部長より回答をさせます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） まず、一般競争入札の導入につきましては、近隣市で行われているように、予定価格3億円以上など、ある一定金額以上の高い技術力を必要とする大規模工事を対象に導入を考えておりまして、地元業者を主体として発注する指名競争入札は従来どおり行っていく考えであります。

総合評価方式の導入につきましては、価格及び工事内容を総合的に評価しまして業者を決定することにより、工事の品質確保ができることから、今年度中に試行的に実施するように現在準備をいたしております。

電子入札につきましては、現在までの検討の結果、本市単独では導入費用が膨大になることから、他の市町との共同導入等を検討しております。

随意契約の適正化につきましては、その判断基準、運用基準が明確でありませんので、随意契約運用基準を作成するように現在進めております。

不良不適格業者の排除につきましては、建設業法違反業者や暴力団関係業者等の不良不適格業者に対しまして、建設業許可行政庁や筑紫野警察署との連絡協議体制を確立しまして、相互の連携によりその排除の徹底を図るとともに、談合等不正行為業者に対しては、ペナルティー強化や違約金特約条項の制定を検討いたしております。

いずれにいたしましても、地元業者育成を十分考慮しながら、早い時期に結論を出したいと考えております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 3年かかっておりましてね、検討し早急に実施するという状況ですが、いろいろ問題もいっぱい出てきますしね。ただ、今総務部長が3億円以上ということですが、福岡市はできれば年次的にずうっと下げて、最終的には1,500万円というような状況も新聞報道されているようですが、ほかの自治体では250万円、こういう状況も報道されているようですが、太宰府は3億円以上といたら、そろそろはっきり言って、太宰府にそういう3億円のできる事業者というのはおりません。Aランク、Bランク、辛うじてBランクに1社か2社入るかどうかが、共同企業体しか実施できないような状況ですが。

まず、地元業者の中でですね聞かれるのは、地元で事業をしている、税金を納めているが、一度も公共事業に呼ばれたことがないと、よく聞きます。だから、小さな営繕工事だとか、そういう部分でも含めて、太宰府の地元業者に早く言えば限定した競争入札制度というのも当然実施をしていくべきじゃないかなと。だから、一度も呼ばれない、税金は払っている、やはり土木業者であり、建築業者であり、小さな左官でもあれば、塗装でもあればですね、やはり地元業者を最優先した、早う言えば300万円、400万円、500万円ぐらいの工事だったらできるんですよ。そういうものを市内の業者に限るという、まず身近にできることからやっていけないかどうか、地元業者。それから、大きな公共工事になった場合についてはね、そこは必ず地元業者が入れるような共同企業体をやるとかですね、その組ませ方は一方的に業者関係で組ませるんじゃなくて、共同企業体もくじで決めさせるとかね。さっき言ったような、はっきり言って不良業者だとか、そういういろんな適格、最終的には総合評価方式に基づく、当然今市の広報では来年度の入札について経営自己審査の受け付けを行っておりますよという状況の中で、地元の業者は登録もしていきますし、建設業の許可の要らない、250万円以下の工事については要らないわけですから、そういう配慮した公共事業と競争入札制度と、それから市のいろんな決算の中で出てくるように、債務負担行為にしても、やはり競争性を設けていくというか、こういう部分によってやはり税金ですし、またそういう事業によって借金を持つことによって、債務がやはり少しでも安くなれば、借金も減ることになるわけですが、やはり内部検討をしていく必要があると思うんですが、この辺はやはり今市長や総務部長から回答いただきましたが、水道もあれば下水道もある、所管の建設課としてもある、観光課としてもある、その山

林も、あらゆる公共事業というのが発注工事がたくさんありますので、その辺を今言ったような内容をできることから地元業者を最優先に、そして地元の業者に仕事をさせていただき、地元の業者に税金を納めていただく、こういう方法は考えられるかどうか、検討していくか。いつまでも、もうこの問題は私何回か質問したんですがね、その後総務省から出された通達に基づいて、やはり実施しなさいという指示が来ましたから、やはりめどとしては来年度の後期あたりから実施ぐらいできるぐらいのめどをつけていただきたいと思いますと思うんですが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） この入札制度等については、これは以前からの懸案事項でございます。基本的には、地元業者の育成等々については私は基本的に据えて行っていきたいというように思っております。ただ、地元の業者だけではなくて、私も選挙で回りましたから、庁議の中でも言っておるんですけども、物品の購入あたりにもやはり市内の業者を、全然声のかからないというようなこと等もございます。そういったことを市内の業者、税金を納めてもらっているその個店、小さな店であっても、やはり何がしかの市に貢献していただくべく、やはり購入をしていくというような機会を設けるというようなこと。また、市職員全体がそういった方向で考えてほしいというようなことで私は伝えているところでございます。この全体的な公共工事等々につきましても、指名競争入札、一般競争入札にしても、電子入札にしても、基本は地元の業者の育成というようなことを考えながら私は進めていきたいというように思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 以前、町の時代のときにはですね、公共工事の入札結果が具体的に議会にその都度報告されておりましたが、町から市になりましたら、議会に報告する金額については事後報告というか、契約事項の承認事項が物すごく大きくなったんですね。今3億円ですかね、議会の承認を直ちに受けなければいけないのは、総務部長。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） たしか1億5,000万円以上だと思います。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 1億5,000万円以上の工事が議会で承認事項になるという状況で、それ未満の部分については、こういう工事がありましたというのは資料を決算委員会のときに全部出していただいております。1年後に私どもこういう工事がなされたんだなというのはわかるんですが、できればこういう今の国の指導や地元業者を育成する立場について、入札制度をですね、こういうふうにやりたいといったときには、そういうマスタープラン、今後の計画について私ども議会にもやはり説明いただきたいと思うんですよ、ですね。やっぱり地元業者を、私どもはやはり太宰府に住んでおりますし、太宰府の市民の皆さんからいただいた税金で議員報酬もいただいているわけですから、やはりそういう内容を行政側が見直したものを早急に入札制度としては私以外にも何人も説明もされておりますし、行政視察に行つて、入札制度の問

題も行政視察の中で調査もさせていただいておりますので、できればプランが決まり、実施の段階ではぜひひとつ説明をいただきたいとお願いをしておきたいと思いますが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） そういう工事の発注方法が発生した時点では、そのように説明をしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 総務部長、ちょっと私の今の部分と、そういうものが発生というか大きな公共工事じゃなくてもね、さっき言ったように、地元の小さな金額でもやはり地元業者を最優先にするような形で競争入札制度にしたときには、地元業者を優先するためにはこういう入札方式をしますよ、こういう情報公開をしますよ、インターネットを見てもらったら次はどういう公共工事がありますから、地元の業者さんに参加をしてくださいとか、金額的なものについてはこういう職種ですよとかね。だから、やはり私どもは、みんなここにおられる議員は、地元業者をやっぱり大切にしたいと私以外みんな思っとるだろう、私以外といたら失礼ですが、私も思っておりますので。だから、そういう制度が確立したときに、議会に明らかにしてくれませんかと言っているんですよ。だから、今の部長の答弁だと、1億5,000万円以上の大きな金額について競争入札したときには明らかにしますというような受けとめをしたんですが、小さな金額でも、そういうマスタープラン、今後の入札計画をやる場合について明らかにしてくれませんかとは私は言っとるんです。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 500万円以上の契約をしたものについては、過去3カ月分でホームページに掲載いたしております。それから、500万円以上の契約予定ですね、いわゆる入札を執行するものについてもあらかじめ公表をしています。それで、500万円以下は現在公表しておりませんので、随意契約の部分も含まれると思いますので、検討させていただきたいと思ます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） なかなかあなたとかみ合わんね。私が言っているのは、一般競争入札を市民に幅広くやる方法的なものも含めたものも、500万円というのは指名競争入札ですよ。太宰府で一般競争入札制度というのはないんですよ。だから、私が言っているのは、指名競争入札じゃありませんよ、一般競争入札、太宰府の市内の業者がだれでも参加できるような方法を検討したことを私どもに報告をいただけませんかと言っているんですよ。500万円以上については、インターネットを調べたら、入札予定があって、どこが落札したというの、あなたの方がびしっと情報公開をやっていることは、インターネットを見ればわかるんだけど。だから、今の入札を指名競争入札、12社とか16社だけでやるんじゃないくて、やはり太宰府のいろんな業者がおられるけど、その業者が入ってこれるような仕組みを変えた内容を議会に報告いた

だけますかと、こう言っとるんです。あくまでも一般競争入札をしたことについてを明らかにしとりますと言われれば、それじゃあ、国が言う競争入札じゃないじゃないですか。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 入札については、現在大幅にやり方を変えようという通知も来ていますし、私たちもやはり変えなければいけないというふうに考えています。ご提案のように、いろんな電子入札とかご提言をいただいております。市長は其中でも、入札を変える中でも、やはり市内業者の育成を中心としたいろんな方向変換をしようということでございまして、一番自治法で規定しているのは、全体にお願いする一般競争入札というのがございます。それも考えていかなければいけない。その2番目にありますのが、総合評価といいまして、入札の金額だけでなく、その工事に対するいろんな考え方、品質がよくできるような考え方を持った業者、そういう提案をしたところについて、金額とそういう提案の点数をつけて、そして落札をさせるという方法がございます。まずは、市内の業者を中心にその総合評価の方式を来年1月にでも1件やって、試行をしながら、今後の方向性を見ていこうというふうに考えています。その先には一般競争入札もすべきもの、あるいは小さなものについて、市内の小さな業者についての拾い方についても今検討をいたしておりますので、そういうことが固まりましたら、議会の方に、こういうふうな入札のやり方、今は指名競争入札が主でございまして、こんなふうな形の入札をやりますよということは説明してまいりたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） ぜひひとつですね、太宰府に住んでおりながら、指名願を出している、経営自己審査も出している、それから軽微な仕事についても当然発注があるだろうという形ですけど全くないという声も聞かれますしね。ぜひひとつ、内部検討していただいて、国の通達が出ておりますが、これを全部競争入札にすると、大手には全く太刀打ちできません。大手が全部とっていき、こういう問題がありますから、地元業者を最優先にしたやはり入札制度を当局にぜひ検討していただくようお願いをいたしております。

大体、最後の時間20分予定しておりましたら、もう4分になりまして、この回答をちょっと簡潔に短く、ひとつご回答いただきたいと思うんですが。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 市民税、固定資産税、それから国民健康保険税等の減免基準の見直しについてご回答を申し上げます。

税の減免につきましては、太宰府市税条例第51条、第71条、第89条に減免規定を設けました。申請に基づきまして審査を行い、該当すれば減免を行っておるような状況でございます。

また、運用に当たりましては、他の納税者との均衡を失しないような減免取扱規程に基づきまして、慎重に取り扱う必要があるというように思っております。徴収猶予等によりましても到底納税が困難であると客観的に認められる場合の減免措置でございまして、納税者個々の実情に応じて減免すべきものであるというように思っております。

また、国民健康保険税におきましても、同様に太宰府市国民健康保険税条例第15条に減免規定を設けております。さらに、低所得者に対しましては、税負担の軽減を図るための減額規定を設けまして、一定基準の所得以下であれば7割軽減、5割軽減、2割軽減というような軽減措置を講じているところでございます。

お尋ねの生活保護に対します支給額についてでございますが、生活保護を受けてある夫婦2人の場合、支給基準額は月額10万9,440円で、年間総支給額は135万5,120円となります。この年間の総支給額を給与収入として国民健康保険税、介護保険料、市民税をそれぞれ試算いたしますと、国民健康保険税は2割軽減該当となります。年税額で9万4,600円、介護保険料1万6,800円、市民税は非課税となります。税の減免につきましては先ほど申し上げましたとおり、あくまでも納税者個々の実情に応じて適宜減免すべきものでございます。減免基準を生活保護基準の1.2倍までの額に広げるというような一定の設定をするというようなご提言等々につきましては、現時点については無理であろうというふうに思っておりますので、考えておりません。あしからず、どうも。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 明確な回答はなかなかすばらしいと思いますよ。さっきもちょっとほかの議員が質問しているときに言っておりましたが、やろうと思えば1億円ぐらいの金がかかるんですが。

私、今市長からね、1.2倍というところで全国の例を挙げてね、質問しましたが、市長から詳しく受けましたが、生活保護お二人で135万5,120円の年収があると。135万5,120円の申告をした場合、国民健康保険税の所得割付は本人の33万円を引いた残り、102万5,000円に対して7%かかりますしね、均等割、平等割がありますから。そうすると、少なくとも12万円の国民健康保険税がかかる、その2割減免というふうになるんですよ。そうすると、はっきり言って生活保護世帯の方については国民健康保険税はかかりませんし、医療費は無料です、介護保険料も無料ですね、市民税も無料。またおうちを持っておれば、固定資産税は減額でかからないという状況。だから、申告して窓口にお見えになったときの所得金額が、はっきり言って生活保護に近い状況の中では、やはり窓口で、あなたは減免対象になりますよ、市民税にしても国民健康保険にしてもという、指導することによってね、税金の滞納がなくなるんじゃないでしょうかと、負担を少しでも軽くすることができるんじゃないかと。窓口でそういう指導をすることによって、市はそういう制度を教えてくれたと、安くなったよと、払いやすくなったよという指導を、市長みずから担当部に指示をすることが、市民に喜ばれることなんですよ。

今言うように、133万円で生活している方というのは大変ですよ。そのために国民健康保険税が、生活保護の場合は医療費が無料であり介護保険も払わない。ただし133万円の人は、少なくとも国民健康保険税と介護保険料と3割の医療費を払うとですね、現実には30万円近くの金額が飛んでいくわけですよ。どうして生活できますか。私はそういう状況の中で、130万円生活保護世帯よりもほんのわずか、すれすれの人が、一生懸命今市内で頑張っておられます。

こういう状況の中で、130万円の方だって後期高齢者医療として介護保険料や国民健康保険税は、これ天引きされるわけだ。ただし、当然これにも2割減免、5割減免、7割減免があります。ただし、生活保護と同じような状況の中でもそういう状況の中で固定資産税は減免の基準に該当するんじゃないかと。だから、そういう内容を、やはり今担当窓口、市民部、それから総務部も含めてだけど、やはり市民に負担にならないようにどうすべきかと。やっぱりマニュアルをつくる。生活保護に近い所得じゃ、こういう状況の人に30万円もの国民健康保険税や介護保険料や医療費の3割負担分があるならば、具体的にあなたは制度的に減免の申請を出しませんか、固定資産税大変でしょうと、国民健康保険税の減免制度がありますよ、介護保険料の減免もありますよ、そういう指導をしていただけるかどうか。あくまで申請主義です。その申請を、行政の職員がこういう制度があるんですが利用されていますかというのをですね、今から先高齢化社会、年金生活をしていく上で、はっきり言って国民年金の場合は最高で60万円、夫婦で120万円、この年金生活者だけで、もうはっきり言って140万円で生活保護の基準よりほんの少しわずか、こういう状況でしょ。

だから、私はさっき言ったのは、1.2倍というのは、そういう国民年金だけしかもらってない。子供から援助を受けてやっている場合、そういう場合についても、太宰府市減免取扱規程の別表固定資産税第1号該当の適用要件3に、扶助を受けている者のうち生活の実態において生活扶助を受けている者と大差がない生活程度の者が所有する固定資産税については減免できるという規定があるんですよ、ですね。前年において生活困窮により、滞納処分の執行停止を受けた者で、当該年度の所得及び財産が同様、それ以下の者も減免の対象になる。こういう生活保護法による生活保護以外の扶助を受けている者、子供から援助を受けてどうにか生活していると、そういう人たちにも、はっきり言って生活保護基準の133万円、お二人でしている場合は、そういう制度をやはり担当窓口に指示していただいて、太宰府市はよその自治体よりも本当に市民を大切にしていますねと言われるような指導を、あなたの方が指示を出してくれないとね。

私このごろ、鹿児島に住んでいる方から厳しい批判を受けました。4年前に太宰府市のある地域に住んでおられて滞納していたそうです。で、その方が当時税金を天引きというか振替納税をしてきたと。で、65歳になって年金がもらえるようになったと。ところが、預金通帳を差し押さえられましたと。そうすると、年金が振り込まれたんだけど、年金だとある一定の期限、全額取ってはだめですよとなるんですが、預金通帳を押さえられたもんですから、年金の入った金額が全部税金に振りかえられたという実態があって、私も、鹿児島からですね相談がありまして、一度市役所に出てきてあげてくださいと、一緒に市役所に相談に行きましょと、あなたも年金だけで生活しているのは大変ですねという相談をして、まだ窓口には来ていませんけど。やはり、差し押さえというのは大変厳しいですよ。年金を押さえると金額的なものは全部取ってはだめですよというのがあります、ところが預金通帳に入ったものは全部取っていいわけですから。

こういう問題もありますし、長々と話しておりますが、あと6分ぐらいありますので、市長今私の言った内容についてはやっぱり担当部と含めてですね、やっぱり税金というのは払っていただくのは当たり前ですけど、払えない人のためにも特別な配慮をお願いしたいと思うんですが、その辺、私が今質問した内容についてご回答いただきたいと思うんですが。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今武藤議員から減免取り扱い等についてご指摘がございました。恐らく、今私どもの徴収しております職員等についても同様の考え方で臨んでおられるだろうというように思います。個々の実態等々にあって、面談した場合についてはそういった指導も私は行っている、そういった仁、いわゆる仁っていいでしょうか、これはもっておるというように思っております。課税する、賦課する立場、市役所におっただけではわかりません。個々の実態に、納税義務者に徴収に行ったときにそれがわかるわけでございます。そういった状況の中で、個々のケースの中で、恐らく行っておるというふうに思っております。条例の範囲内、法の範囲内の中でそれを有効にすることによって、その人自身の自立、あるいは納税意欲というようなものがわくのであれば、それも一つの方法、手法であります。これを逸脱してやるということについてはできませんけれども、その範囲内で可能な限り指導を行うというようなことについては当然であろうというように思っております。

それからもう一つ、税についてはやはり特別権力行政でございます。あるいは福祉の部分と異なります。市職員も心を鬼にして、やはり歳入の増に向かって努力してもらっておるというように思います。その中にも仁ありというような形の中で私は指導をいたしますし、もちろん私の指導の前に職員がそのことについては気づいておるはずでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 市長もそういう市民的な配慮のご回答をいただいておりますし、特に税務関係については、理事者室でも担当課長さんを初め、ここにおられる部長さん方もですね、生活保護基準を考えてみた上で、生活保護の方は固定資産税も減免されている、また大口の家賃の補助もされているという問題も含めてですが、実態に合った課税をして指導をしてあげると。ただ、納付者が来たんであなた払いなさいじゃなくて、こういう制度があるんですよ、地方税法、太宰府の部分で51条、71条、89条、国民健康保険税なら第15条、固定資産税の減免規定として第1号該当の減免対象者1の適用要件1、2、3、4に該当しますよという指導をやっていただいて、これに該当しない方には、一生懸命市が、職員が動いてくれたと、そのときにやはり市民は、市というのは本当にすばらしいところだと言えるような行政運営をやっていただくことをお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員の一般質問は終わりました。

次に、4番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

○4番（渡邊美穂議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして質問いたします。

近年、子供たちが置かれている環境は子供たちにとって必ずしもよいものであるとは言えません。昔に比べると物質的には恵まれていると言われますが、子供たちが本当に望んでいるのは、物ではない場合があります。何の制約もない遊び場所であったり、家族みんなで食べる食事であったり、安心して過ごす時間であったり、何でも相談できる人であったりします。人間は生まれたときから人権を持っています。しかし、この場所や食事や時間などは、特に子供だからこそ成人よりもさらに必要なこととして保障されなければなりません。では、これらが保障されているのかということになると、その実態調査は、これまで一般的にその保護者を対象として行ってきました。

以前、九州大学が小学生に御飯の様子の絵を描かせるという方法で食事に関する調査を実施しました。その際、2割近い子供が孤食、いわゆる一人で食事をしている様子を描きました。しかし、保護者に対する調査では、孤食させているという実態は浮かんできませんでした。孤食の絵を描いている子供たちに共通しているのは、人物が極端に小さく、食べ物が大きく描かれているというものです。これは常態的に一人で御飯を食べている孤独感を子供が感じているということでした。学校で家庭を指導するためということではなく、まずは子供たちがどのような環境でどのような精神状態であるのかを知るということは大きな意味があると思います。太宰府市においては子供に対する実態調査を実施されたことがありますでしょうか。

次に、中央公民館横の露切公園のブランコと滑り台が新しくなりました。まずは、なぜブランコと滑り台なのかということもあります。単に古くなった、以前の遊具を新しくしただけなのかもしれませんが、新しいブランコは高さが50cm程度あり、とても三、四歳の子供が使えるものではありません。また、ブランコの前にさくがなくなったため、前を通る子供にとっても危険なものになっており、実際にぶつかる事故も起きています。滑り台も以前より傾斜が急勾配になった上、滑りおりるところに、以前はあった砂場がなくなったため、かたい地面に直接落ちていきます。

このような遊具を使って遊ぶのは恐らく小学生までですが、主体となるのは就学前の子供たちです。したがって、ほとんど使われていません。なぜこういう結果になるのかというと、それはひとえに使用する人間の意見を聞いていないということだと思います。子供たちのために何か施設をつくるのならば、意見が言える年齢ならば直接子供たちから、まだ意見が言えない子供ならばその保護者から、計画段階から意見聴取を行うことが、若干手間はかかりますが、結果として、時間軸で見ると、費用対効果を上げることになります。

以前、点字プリンター購入の際も100万円近い機材を購入しておきながら、結果として視覚障害者が使えなかったということがありました。そのときも、私はなぜ事前に当事者の意見を聞かなかったのかということをお願いしましたが、今回また同じことが起こっています。今後

子供たちのために施策を実施する場合、子供の目線から見た実質的な施策にするため当事者の意見を聞いていただけるか、ご回答をお願いいたします。

3番目に、市長はそのマニフェストの中で子育て支援の充実を具体的な施策を提案され、実行されていくことを明言されておられます。これは市長のお考えに基づき進めていただきたいと思います。自治体というのは為政者が変わります。その交代のたびに子供たちに対する施策が変更するようでは、一貫した子供施策が行われません。冒頭申し上げましたように、人は生まれながらに人権を持っていますが、子供だからこそ保障されなければならない場所や食事や時間などがあります。このことを踏まえ、太宰府市の子供施策の根幹を条例として明文化することで、為政者によるものではなく、一貫したものとして発展されることだと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

次に、2項目めに、ガイドヘルパーについて市の今後の考え方をお伺いします。

視覚障害者の方の日常生活に欠かせないのがガイドヘルパーです。例えば、お店で欲しいものが売っている場所や色や寸法、食物の場合はその鮮度や値段の確認など、私たちが日々何の不自由もなくやっていることが、視覚障害者の方にとってはガイドヘルパーなしでは非常に困難であり、それだけに大変重要な役割を持っています。

以前、私はこのガイドヘルパーの利用時間が国からの交付金の算定基準の一つになっているということを申し上げました。もちろん移動支援を行うためのガイドヘルパーは視覚障害者の方のためだけではありませんが、現在ボランティアではないガイドヘルパーの利用状況はどうなっているでしょうか。

また、ボランティアでガイドヘルパーを引き受けてくださっている方に対しアンケート調査を実施されたと思いますが、その結果を執行部ではどのように受けとめておられますか。視覚障害者の方も生まれたときから障害を持たれているのか、中途から障害を持たれたのか、光を感じることができるのか、全くできないのかなどによってその心理状態や行動形態は様々です。ボランティアの方は善意で引き受けてくださっていますが、数時間の講習を受けただけなのでその対応に限界を感じておられる方も多いと聞いています。今後視覚障害者の方や障害者の方が自立した生活を送っていくためにも、資格を持ったガイドヘルパーの需要は高まってくると思いますが、市としてはどのような対応を考えておられますか、お伺いいたします。

回答は項目ごとをお願いいたします。

以下、再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） まず、1点目の実態調査につきましては、私の方からご回答をさせていただきます。

本市におきましては、平成18年度から2カ年事業といたしまして文部科学省の委嘱を受け、義務教育の質の保証に資する学校評価システム構築事業を実施いたしております。その中におきまして、地域に開かれた信頼される学校づくりを推進するために、学校、教師、そして子供

たちの実態把握を行うためのアンケートを、平成18年10月にそれぞれの学校で実施をいたしております。

なお、この子供たちに対するアンケートの内容につきましては、学習に関すること、そしてあいさつや交友関係に関すること、そして健康や食生活に関することなどを実施いたしております。

また、本市の学校栄養職員研究会が、本年6月と7月に小学校5年生を対象に食生活アンケートを行っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 子育て支援担当部長。

○子育て支援担当部長（村尾昭子） 次に、2点目の子供の目線から見たまちづくりにつきまして回答いたします。

各施策事業の中で、関係部署において地域及び関係者を通し子供たちや保護者の意見を聞きながら施策の実現に向けて努力していきたいと考えております。

3点目の、子供施策の根幹となる条例づくりについての考え方について回答いたします。

子供の権利、子供に関します条例等の制定に向けた動きが県内外の自治体を初め近隣市町でもあるようでございますが、まずは本市の次世代育成支援対策行動計画の推進を図っていくことが先決ではないかと考えております。したがって、条例につきましては今後における検討事項の一つとして受けておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 今、このアンケートを実施されたということだったんですけども、例えばこの中でですね、特にアンケート結果の中から、部長がごらんになって特に問題があるというふうに感じられたような項目はございますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 今回、市あるいは文科省の指定によりましてアンケート調査をやりましたけども、アンケートの項目の一つの中には、例えば朝御飯を毎日食べていますかというのを子供たちに聞きました。その結果によりますと、全体では93%の子供たちが毎朝食事をしていきますという結果も出ております。ただし、残りの7%が食べていない、ほとんど食べないという結果も出ております。これの理由の中では、おなかが減っていないという子供、あるいは時間がないというふうな数字が主な内容でございます。いずれにしましても子供たちが朝家族と一緒に御飯を食べながら出校してくるというのは、やはり子供たちの1日の学校生活の中では一番重要な中身ではなかろうかというふうには思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 今お答えいただきました、これは食生活アンケートですから、小学校5

年生を対象にしたアンケート結果というふうに考えてよろしいですか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 最初に申しました文科省の委嘱を受けてやったときのアンケートは、全校生徒でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） はい、わかりました、ありがとうございます。

この実態調査というのはやはり私も必要だと思っているんですけども、皆様のお手元に配付した資料をごらんいただきたいと思うんですが、これは今年高浜市というところで行われました地方自治と子供施策全国自治体シンポジウム2007というところで報告をされた、この厚い資料のごく一部なんですけれども、これはですね、無作為に選びました千葉県八千代市、立川市、川西市、多治見市、白河市、志免町、札幌市、この全国の7つの自治体で11歳から17歳までの子供1万6,000人、18歳以上の大人も同数の1万6,000人を対象とした実態意識調査になっております。そして、この表の中でA、B、C、Dというふうな形で表示されておりますのは自治体名のところになるわけですが、この調査の中ではですね、先ほどおっしゃいました、文科省の方から言われた調査内容に加えましてですね、子供の生活、それから子供の自己肯定感の有無、子供の居場所、子供の救済制度の認知度、こういったものの調査を行っておられます。

先ほど申し上げましたけれども、実際に大人と子供の意識のずれがこの調査からもごらんただけると思うんですけども、ごらんのように子供が一番安心できる場所として、保護者の約80%以上が家族と一緒に過ごす部屋と、子供たちが一番そこが安心するだろうと上げているのに対して、子供は約50%、そして一番問題なのはですね、20%以上の子供が、一番安心できる場所として学校の教室を上げている実態が出てきています。

これは太宰府市がどうかということとはわかりませんが、ちょっと市長にお伺いしたいんですが、実際にこういった内容でですね、子供施策を行うときに、今市長は子育て支援というのを大きなかなめにされていますけれども、最終的にはこれは子供が健全に育つための、そのためには親がやはり健全な状態でなければならないという観点からの子育て支援だと思うんですが、こういった結果を踏まえてですね、市長ご自身はこういった実態調査をする必要はあるのかどうか、お考えでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 個々の行政を進めていきますためには、やはりこういった、実態がどうなっているのかというふうなことが、まず大事だろうというふうに思っております。太宰府市におきましてはにこにこプラン、次世代育成支援対策行動計画を策定いたしておまして、これが平成19年までの部分になっておるだろうというふうに思います。このことによって進めておるわけでございますけれども、私は様々な、子供は人々とのかかわりを持って成長しておるといふふうに思っております。個人として尊重され、あるいは健やかに育つとか、遊び、学ぶことを通して成長するものだというように思っております。その基本となりますのは、私は初

めて出会う家庭であると思っております。家庭における教育が子供の成長の重要な役割を担うと。それに伴って、行政として幸せに生きるまちづくりを進めていくためにも、やはり家庭でありますとか学校でありますとか、あるいは地域というふうなものが相互に密接な関係の中において育てていくと、子供を地域で育てるというふうなことがやっぱり必要になってくるというふうに思います。そういった中におきましても、まず実態がどうなっているかというようなことについては、やはり意識調査だけではなくていろんな場面の中での調査があるわけですから、その中で私は実態を把握すればいいというように思っております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） わかりました。意識調査というか実態調査は必要であるけれども、それをいろんな場所でいろんなところでやっていきたいというふうなお考えだということだったんですが、実はこのシンポジウムの報告書、このほかにですね、いろんなアンケート調査、意識調査を行っているんですが、この中で出てきているところで私がやはり大きな問題だなと思っているのがですね、自分のことを肯定的に、自分のことが好きだとか、あるいはどちらかといえば好きというふうに肯定的にとらえている子供が約53%、つまり40%以上の子供が自分のことを否定的にとらえているという、そこには載っていないんですけど、この報告書の中でそういった報告が上げられています。

また別の段階で、これは名古屋市が単独で行っているんですけども、名古屋市が単独で調査した結果では、自分を好きだというふうに回答したのはわずか30%程度になっています。日本の子供たちはほかの国と比較して自己肯定感が低いというふうに言われているんですけども、これらの調査結果からも、やはりそれがうかがえるんです。それが、太宰府がどうかということはまだわかりませんが、さらにこの調査の中ではですね、自己肯定感が低い子供ほど他者からの言葉や暴力による侵害を受ける割合が高いという結果が出てきています。

じゃあ、では侵害を受けた子供に対して制度面でどのように対応ができるのかといいますと、そこには救済制度というのが上げられてきます。この子供たちの救済制度の認知度について、子供施策が進んでいると言われている川西市、八千代市におきましては、7割以上の子供たちがその存在を知っているというふうに回答しています。しかしながら、ほかの自治体においては総じて子供たち自身がそれを知らないという結果が出ています。太宰府市も救済制度の一つとしてヤングテレホン太宰府というのを実施されているんですけども、この認知度について、こちらは教育委員会でも行政側でもいいんですけども、子供たちに調査をされたことはありますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 最初の自分を尊敬するという話につきましてですが、私自身も中学校の教員をしながら思っていることはですね、小学校から中学生、高校生については調べたことはございませんけれども、高学年になるほど自分は信頼されているとか、尊敬されているという度合いが減ってくるというのは、もうご指摘のとおりです。その内容としては、どうも日本の教

育が欠点といいますか、否定的な言葉、何々をしなさんなというような、そういうふうなことが教員も含め、親も含め、教育全体がやっぱりそういうふうなことで進んでいて、いいところを褒めて伸ばそうというような状況にないというところも一つあるんじゃないかというふうに思っておるところでございます。そういう点からですね、やはり褒めて伸ばすといったら短絡過ぎますけれども、やはりいいところを伸ばすということを、もう少し気をつけて話していかないといけないんじゃないかと。

もう一つは、成績という、学力という何か一つの軸ではかろうとするものだから、それに対してうまくいかない場合は、やはり自分がだめな人間だなとらえていくんじゃないかと、だからその評価の軸をですね、幾つか持って、運動にしろ、手伝いにしろ、親切にしろ、そういうふうな側面を持って、やっぱり予算を認めていくということが大事じゃないかというふうに感じております。

それから、ヤングテレホン等の認知度につきましてですけれども、これについては、直接何%ということ进行调查したことはございません。ただ、いつもこういうふうなカードをですね、子供たちに渡して、これはヤングテレホンに限りませんが県の相談施設等もございますし、それから子供手帳みたいなものを渡しながら、相談施設等の、あれは子供手帳じゃなかった、親に渡すそうです、そういうものを渡しながら、相談施設等の紹介をしているというところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 今教育長がおっしゃいました子供たちのいいところとか、多面的な方向でその評価をしていくことが必要だとか、勉強に対するストレスがあるとか、今おっしゃったまさにそのことがですね、このアンケート調査からも明らかに出ております。今おっしゃいましたヤングテレホン太宰府については、認知度ですね、太宰府市は、今ほかの自治体が救済制度に取り組もうとしているのに比べましても、随分早い段階からこのヤングテレホン太宰府という救済制度を実施されて、非常に進んだ施策として取り組まれてきているんですけども、やはりこれが実質的に子供たちにどれぐらい知られているのかということ、先ほどのまちづくりの話でもありましたけども、そういった調査をしてですね、子供たちが、親が知っているも余り、親が知っているよりも、やはり子供たちがどれぐらい知っているのかということ、これが非常に重要ですから、まずはその実態調査をして、もし認知度が低いということになればですね、やはり何らかの形で、例えば青少年育成市民の会も広報に毎回ヤングテレホン太宰府のことも出していますし、おっしゃったようにこういったカードを配られたりとかということもやっておられますけども、例えばこれが私が行った高浜市で配られている、子供たち全員に配っているものなんですけど、これは子供たちが自分たちでつくった子供憲章のパンフレットなんですけど、この中にですね、子供たちが困ったときにどうしたらいいんだよということを、子供たちの文字で全部これは書いてあります。これは非常にお金がかかっているんですけど、これ

は志免町です。志免町はこういったもので、これもやはり子供たちが自分たちで書いているんですけども、こういったものでこれを子供たち自身がつくって、それを子供たちに配るというような形での認知度の向上を図っておられる自治体も、今たくさん出てきています。教育部長、今申し上げましたこういった認知度のまず実態調査、それに関しての対応というのを、今後考えていただけますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 現在ですね、昨年いじめの事件が起こりまして、特にこれによりますと11歳から18歳になっていますが、小・中学生につきましては、以前よりもいろんな意味合いで学校の方で、また保護者に対しましてアンケートとか面談等というところで実態把握といいますかね、または悩み相談なんかを受けているところでございます。

今ご指摘のように、ヤングテレホンだけを知っているかというような実態調査だけは難しいんじゃないかという感じがいたします。それで、先ほど子育て支援担当部長さんから話があったようにですね、そういうふうなものの中で総体的に考えていかなくちゃならないんじゃないかと思います。アンケート等もいろいろするのも大事だと思いますけど、何かですね、やっぱり目的とか方向性とか、そういうものをしっかり持ってやらないと、ただ実態を知っただけというのも、知らんより知ったらいいかもしれませんが、もう少しそういう何か総体をよく考えながらやっていかないと、誤解を招くんじゃないかという感じがいたします。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） これは子供たちのアンケート調査の中で、例えばスクールカウンセラーも各学校に配置されているというのものもあるんですけども、そういったところに相談をしたくてもできなかった子供たちの理由が書いてあってですね、相談したことを特に身近にいる人間に知られたくないという意見が非常に多かったというのも実態としてあります。今教育長がおっしゃいましたようにですね、ヤングテレホンだけじゃないと、ここ高浜市の場合は県のものとか、いろんなものを総合的に紹介して、いろんな相談場所があるんだよということをきちんと案内をされているんですね。ですから、それも含めてですね、今後そういった形で、できればもう少し積極的に、子供たちにその救済制度のあり方というのを、あるよということを認知を進めていただければというふうに思っています。

それでは、次に進みます。先ほど公園の話をして、子供の目線から見たまちづくりという話をさせてもらいましたけれども、先ほど長谷川議員のお話の中にもあったんですけど、まず私が感じたのがですね、これは建設経済部長になるかもしれませんが、公園をつくる時にですね、その公園の主たる目的、今太宰府市の公園って非常に大きな公園は少ないと思います。割と中規模あるいは小規模の公園が多いんですけども、そこに高齢者も就学前の子供たちも、ボールを使いたい子供たちも、サッカーをしたい子供たちも一緒になって使うということは、物理的に不可能だと思うんですね。ですから、公園の立地条件とか面積に合わせてですね、ある程度市の方として主たる目的、ここは大体主体的にだれが使えるような場所だ

よという、例えば子供たちがボールを使えるような広いところであれば、逆に遊具とかがあることが邪魔になることもあるでしょうし、そして小さな公園であればですね、逆に遊具とか、あるいは高齢者の方が座っていただけるようなベンチを主体的に置くとかですね、そういった部分で、先ほどの話では地域の中で話をしてもらうというふうなお話をされていたんですけども、まずは行政側としてですね、子供施策の一つなんですけども、公園等をつくるときに、まずは主体的にここはだれが使う公園になるだろうというようなことをですね、目的として公園をつくらないと、余りにも目的が広がり過ぎると、逆に混乱を呼ぶような気がしたんですが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 子供たちが使うなら子供の目線でというようなものを多く取り入れてということであろうと思います。そのとおりだろうと思います。先ほども申しましたように、高度成長期にたくさん、団地に公園等をつくっております。そのときの公園のあり方というのは、その法定以内の面積のパーセントでつくってきたということが現状であるようでございます。そのとき、ですから今と違って端っこの方にですね、公園をつくったりしてありますし、高齢化が進むにつれて、そこが子供たちが寄れないような、そういうところも確かにございます。今、佐野の区画整理、そういう部分については、地域の意見を少しずつ取り入れてですね、夏祭りをするからこうしてくださいとか、そういう意見を聞きながら、徐々にそういう形にはしてきております。

ただ、それがまだそういう地域の、特に街区公園等はそういう状況にありませんので、そのときの考え方で、あるいは行政レベルでつくってきた部分があるかと思いますが、考え方としてはこれからそういうところをどういうふうにしていくかと、公園の考え方の切りかえといえますか、特定化といえますか、使う人たちですね、そういうことも考えていかねばならないというふうには思っておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 私は、子供は大人よりもですね、より自然に近い存在だと思っています。昔のように大人が自然と共存しているときには、子供の目線から見たまちづくりの必要性というのは余りなかったと思います。それは、子供の存在に近い自然が周囲にたくさんあったからです。しかし、今の人工的なものばかりに囲まれた町の中で、子供にとって何が必要なのか、自然に囲まれて育った私たちにははかり知れないところが、私はきっとあると思います。

また、ご紹介したように子供を一番理解している保護者と、そして子供の間にも意識のずれが、もう今は出てきています。子供のための施策を行う場合ですね、今審議会なんかには中学校、高校から子供の代表を入れて議論を行う自治体が増えてきています。私自身もその実践事例を聞いたときに、有識者にまじってですね、子供たちがどのような意見を言うのか、そして会議が成り立つんだろうかということに不安に思いましたので、前段で申し上げたこのシンポジウムの中で実践事例を紹介しました豊田市、日進市などの職員の方に直接質問をしてみました。

た。しかし、もうこの2市だけではなく、既に何自治体もそういったことをやっているんですが、すべてそういった不安は杞憂だったというふうに職員の方が明言されました。逆に目からうろこだったと、子供たちの意見を聞いて非常に驚いたという表現をされる自治体もありました。

今建設部長もおっしゃいましたけれども、例えば子供のために公園をつくる。そしたら、例えば子供の例えば意見がどうなのか、本当に子供たちが遊具が欲しいのか、あるいは遊具じゃない方がいいのか、そういったことも含めてですね、内容によってなんですけれども、市長にお伺いしたいんですけども、子供の意見を直接聞くという場合が考えられるかどうか。もちろん子供の意見を聞くということでは、子供の意見に従うということではありません。あくまで子供の意見聴取を行うということなんですけれども、そういった必要性を市長は感じておられますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） その政策によりけりだと思いますけれども、やはり対象が子供の場合にあっては、やはり耳を傾けるということについては当然であろうと、直接あるいは間接を問わず、やはりそういった行政の姿勢は私は必要だろうというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） ここで15時30分まで休憩します。

休憩 午後3時15分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時30分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 今私が申し上げてきたことに関して、例えば子供の権利とかという言葉を使いますとですね、子供に必要以上に権利を与える必要はないというご意見もたくさん聞きます。しかし、この場合の私が申し上げた権利といいますのは、生まれた後から義務と表裏一体になって与えられる権利ということではなく、先ほど申し上げましたように大人の人権、これに加えて、子供だからこそ絶対に必要な場所や食事や時間などを社会全体で保障して、それが侵害されている場合には制度として救済するというもので、他者が与えたり奪ったりできるものではありません。

九州では、志免町が既にその条例を制定いたしまして、近隣自治体においても市長の公約として子供のための条例制定を上げている自治体も出てきています。

今る申し上げました、先ほど回答にございましたが、まずはですね、この福岡県の次世代育成支援地域行動計画、こういったことから始めていきたいというご回答だったと思うんですが、私も研究会で県の職員の方からレクチャーを受けて勉強してきたんですけども、これはやはり大人の立場から見た育成計画であって、子供の目線から見たという部分には、非常にその部分は欠けているなというのが私自身の感想だったわけですが、今まで申し上げてきたこと

を踏まえまして市長ご自身はですね、この子供施策の根幹、これを為政者によるものではなく、一貫したものにするための条例制定というものの必要性は感じておられますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 現時点においては感じておりません。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 今ですね、子供がつくるお弁当の日というのを実施している自治体が、もう既に100を超えております。これは親の苦労を子供が理解するということとあわせまして、何らかの理由で保護者が食事を用意できなくても、子供が自分の力で自分の栄養を賄う、すなわち生きる力を養うという意味からも、注目をされています。これは、子供の食事に関して、制度面からみんなが応援している例だと私は思っております。しかし、こういった施策がですね、単発に終わらないように、市として子供に対する考え方の根幹を明文化する必要を、私は感じております。市長には、今の現時点では感じていないというお話だったんですが、ぜひ市民と、そして子供たちとともに、この条例制定に向けて前向きに進めていただくことをお願いして、1項目めの質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 次に、ガイドヘルパーに対する今後の方針についてご答弁申し上げます。

ガイドヘルパーの事業につきましては、障害者自立支援法の施行により、平成18年10月からは、地域生活支援事業の中の移動支援事業で、市町村の必須事業として行っています。

本市の移動支援事業の利用状況を申し上げますと、12月現在の受給者人数は、身体、知的、精神の3障害を合わせて46人です。12月の支給時間は、合計818時間となっております。また、利用者数は、10月の実績では38人であり、移動支援事業の利用対象者は46人いらっしゃいますが、この利用に当たりましては、原則として市と委託契約を締結している事業所から選択していただいております。

次に、ボランティアガイドの実態につきましては、現在市内の事業活動として、社会福祉協議会ボランティアセンターが行っています視覚障害者ガイドボランティア派遣事業がございます。視覚障害者ガイドボランティアセンターへの派遣登録者は現在6名で、視覚障害者ガイドボランティア「アイ・あいの会」会員の方からも派遣をいただき、平成17年度が13件、平成18年度が18件と、主に日常生活にかかわる買い物や趣味に対するガイドで、平成19年度においては現在までに33件と増加しており、その利用が高まっております。

なお、社会福祉協議会では、毎年視覚障害者ガイドボランティア養成講座を視覚障害者ボランティア「アイ・あいの会」の協力を得て、参加費無料の単独事業として開催しております。

次に、ガイドヘルパーのプロの育成につきましては、現在ガイドヘルパーの視覚というものは特にございませんが、福岡県では認定事業として移動介護従業者養成研修事業実施要綱を設けるなどして、居宅介護者等従事者等による外出時の移動の介護に関する適切な知識及び技術

の習得を図るため、社会福祉協議会などの社会福祉法人を初めNPO法人、学校法人等の70事業者を指定をしまして、そのうち平成19年度には24事業所でプロ研修が行われております。

ガイドヘルパーのプロの育成としましては、あくまでも認定事業でありまして、県の要綱に沿った条件で事業所を指定し、実施されていますが、受講者は全体で10名程度であると県の方から聞いております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 済みません。前段のところではちょっとはつきりわからなかったんですけども、この移動支援を利用しているのが時間数で818時間、そして事業所から派遣された移動支援の方が38名いらっしゃって、それを利用される方が46名いらっしゃるというふうに、そういうふうに理解していいんですか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 対象受給者の人数が46人、その中で、二月遅れで来ますので、10月の実績としては46人のうち38人が利用をされた。また、46人に対する12月の支給時間は、合計で818時間支給していますと。それを何人使われるかは、実績として上がってきた段階でわかるということでございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） この818時間は非常に多いんですけど、これは12月とおっしゃいましたが、12月までですか、それとも12月の今まで現在ということですか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 大変失礼をいたしました。本年度4月から12月までの支給時間の合計に訂正をさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 私先ほど質問したと思うんですけど、ボランティアガイドの方にアンケート調査を実施されたと思うんですけども、このアンケート結果内容について、執行部はどのようにとらえておられますか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 「アイ・あいの会」で実施されましたアンケートをいただいております。具体的な活動についてボランティアに参加できるかできないか、その他の意見などということで、アンケートがされております。それで、全体の集約をいたしますと、ボランティアにとっては限界を感じている人も多いと。ボランティアする条件が合えばいいですよといった方、あるいは時間の調整が非常に難しい。長時間のガイドは疲れる。限度時間の設定も必要ではないか。低額でも手当を望む人もいる。都合がつけばボランティアもいいですよと、確実性には欠けますと。こういったことで、6人の派遣登録者からのアンケートをいただいております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） やはり事業所から派遣されてこられるガイドヘルパーに対してですね、同一、同じ人がずっとついてきてくれないから、毎回人が変わるので使いづらいとか、あるいは今度はボランティアの方からはですね、やはり自分たちは専門的に勉強しているわけじゃないから、いろんなことを出されても非常に難しいと、困難だと、限界を感じているというふうな意見が出ていると思います。

それで、前回私9月議会の際にも申し上げたんですけども、ヘルパーとか社会福祉士も今後、例えばそのニーズは高まってくるけれども、数が追いつかないんじゃないかと申し上げました。ガイドヘルパーもですね、今現在、先ほどおっしゃったみたいに、認定事業でありながら現在10名程度しかその受講者がいないような状況、県ですよね、これ、県で10名程度しかいないような状況。しかも、太宰府市では現在、今やったださっているボランティアはわずか6名。で、この数がですね、やはり私目減りしていくということが非常に心配なんですね。目減りしていくことは、やはり視覚障害者の方だけではなくて、身体の方も含めてですね、やはり移動するときに支障を来してくるような気がしています。やはりここも人数の確保ということを考えなければ、早急に考えなければならぬと思いますが、何か具体的な方法というのは考えておられますか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 具体的な手だては考えておりませんが、福岡県の移動介護従業者養成研修事業というのがございまして、これは36時間の研修を受けるようになっておるようでございますので、今後はこういったことの周知を何とかですね、やっていきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 前回は申し上げましたけども、太宰府市内にはですね、大学という非常に貴重な財産がたくさんあるわけですね。ましてや、その中で福祉を専門に勉強というか、教えている大学もあるわけなんですけれども、ここで例えば市民大学講座とか、市民に開かれた形で、もう少し幅広くこのガイドヘルパーなり、ヘルパーも含めて育成するための講座をですね、大学に設けていただく。で、市民にもその大学が開放される。こういった根本的な考え方を、何というか、考え方をもう少し進め、いま一歩進めてみるということは検討をされてないでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） 今議員さんのご質問の中でですね、県の方が70の事業所あるいはNPO、あるいはまた学校法人等にその研修をですね、指定をしているというところがございますので、この学校につきましては、太宰府市の方の学校は今のところ上がってないようでございますけども、福岡県下の中ではですね、全部で24の事業所がこの事業を行うということで指定をされております。その中で、県の役割といたしましてですね、この養成講座は行われているわ

けでございまして、以前申し上げましたように障害者自立支援法につきましてはいろんな役割がございまして、国の役割、県の役割、市の役割というのがございます。それで、整理の中ではですね、県がこれを整理して行うという、その役割を持ってですね、この研修会を行っているということでございまして、私どももできるだけ多くのところで受講できるようにお願いしたいということでは申し上げておりますので、今後またそれについては期待をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 今県の方でやっていらっしゃるということで、ただ大学に関して言えば、太宰府にはまだそのお声がかかっていないということだったんですが、県は県で自立支援法に関して、地域生活支援事業に関して進めていると思いますけども、現実ヘルパーもガイドヘルパーもですね、足りなくなって一番大変な思いをされるのは市民であり、それがもろにはね返ってくるのは行政の皆さん、職員の方だと思うんですね。ですから、県の対応を待つということよりもですね、まずは例えば皆様方ご自身の足で福祉大学に行かれて、例えば県との協議を開始したいと思いますけども受け入れていただけますかとか、やはり太宰府市内で何とかそういった確保をするような動きをですね、まずやっていただきたい。で、前回9月議会では、市長とお話をさせていただいたときに、市長はやはりそういった前向きになることだったら、大学との協働も今後進めていくべきだという回答をなさっておられますけれども、やはりそのためにはまず行政側から動いてですね、大学に話をもちかけていくというのが非常に重要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） まさにそのとおりだというふうに思っております。

それで、先ほど申し上げましたようにですね、福岡県におきましても、ぜひ太宰府の学校を指定していただきたいということは申し上げておるところでございまして、今後におきましてもですね、キャンパスネットワークというのもございますし、太宰府の大学との連携を市の方がっておりますので、そちらの方も活用させていただいてですね、相互に依頼をしていきたいなというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） それでは、私自身もその大学との協働などによりますこういった認定事業ではありますけども、ぜひまず行動に移して進めていただきますことをお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は明日12月14日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後3時47分

~~~~~ ○ ~~~~~